

北広島市空家等対策推進協議会・北広島市空家等対策審議会委員名簿

任期：平成 31 年 2 月 13 日～平成 33 年 2 月 12 日

	選任の要件	所 属	役職等	審議会委員 を兼ねる	氏名	期数
1	学識経験者	星槎道都大学	建築学科教授	○	安藤 淳一	2 期目
2	法務に関し専門的な知識経験を有する者	札幌法務局	白石出張所長	○	阿部 浩	2 期目
3	法務に関し専門的な知識経験を有する者	札幌弁護士会	弁護士	○	深村 真人	2 期目
4	法務に関し専門的な知識経験を有する者	札幌司法書士会	司法書士	○	舟田 敬	2 期目
5	建築に関し専門的な知識経験を有する者	札幌土地家屋調査士会	土地家屋調査士	○	泉澤 誉一	2 期目
6	建築に関し専門的な知識経験を有する者	北広島商工会	不動産業者	○	川俣 陽夫	2 期目
7	建築に関し専門的な知識経験を有する者	北海道建築士会北広島支部	建築士	○	関川 修司	2 期目
8	市長が必要と認める者	北広島自治連合会	会長		小池 隆史	1 期目
9	公募（再任）	市民	—		伊藤 幸治	2 期目
10	公募（再任）	市民	—		浦野 郁美	2 期目

	市長	北広島市	市長		上野 正三	
--	----	------	----	--	-------	--



## 平成30年度 第1回 空家等対策推進協議会

日時:平成31年2月13日(水) 14時～

場所:市役所3階会議室3D

# 空き家等対策の取組み状況について

災害復興・市民参加課

# 1. 空き家等対策に係る国・市の動き

## ●平成27年5月26日

### 『空き家等対策の推進に関する特別措置法』施行

そのまま放置すれば倒壊等危険となる問題のある空き家等を「特定空き家等」と定義し、市町村が空き家への立入調査を行ったり、指導、勧告、命令、行政代執行の措置ができるようになった。

## ●平成28年4月1日

### 『空き家の発生を抑制するための特例措置』創設

亡くなられた方（被相続人）の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋又は取壊し後の土地を譲渡（売却）した場合には、譲渡所得から3,000万円を特別控除する。

※本制度は譲渡を平成31年12月31日までにした場合の時限措置

## ●平成28年4月1日

### 『北広島市空家等の適切な管理に関する条例』施行

条例では、特措法で定める「特定空家等」に該当しない空家等であっても、適切に管理が行われていないことにより、周囲に迷惑を及ぼしている場合は、その空家等を「準特定空家等」とし、改善指導や緊急安全措置を講じることができることなどを定めた。

## ●平成28年12月

### 『北広島市空家等対策推進協議会』設置

特措法に基づく空家等対策計画の作成に関する協議を行う。

## ●平成29年2月

### 『市内の空家に関する意向調査』実施

概ね1年程度以上建物の使用がされていない空家と思われる住宅392件の所有者等へ「空家に関する意向調査」を行った。送付先不明を除く送付数384件に対する回収数は240件（回収率62.5%）

## ●平成29年11月

### 『北広島市空家等対策計画』策定

空家等対策を総合的かつ計画的に進めるため、特別措置法第6条第1項に規定する「北広島市空家等対策計画」を策定

## ●平成30年1月

### 『空家等に関するデータベース化』整備

空家等現況確認業務委託によりデータベース（外観写真、現地の状況等）を作成

## ●平成30年4月

### 『市民参加・住宅政策室』新設

組織改編により、横断的であった空家関連事務を「市民参加・住宅政策室」に一元化・効率化

### 『リユース住宅活用サポート補助金』開始

中古住宅を取得した方に対し、リフォーム費用（補助対象工事）の5分の1（上限20万円）を補助することにより、中古住宅の流動化・活用及び定住促進を図る。

## 2. 市内の空き家数

地区	H30年3月31日現在	地区別比率
西の里	46件	15%
東部	64件	21%
北広島団地	113件	37%
大曲	56件	19%
西部	24件	8%
合計	303件	100%

※空き家とは、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの。  
常態とは、概ね年間（＝1年間）を通して建築物等の使用実績（人の出入り、電気・ガス・水道の使用など）がない状態をいう。

※道営住宅、UR住宅、市営住宅、アパート、店舗等は除く。

# 3. 空き家等の発生抑制の取組み

空家等対策計画 P10～11

## (1) 安心して住み続けられる支援事業

### ① 住宅リフォーム支援

住宅を市内建設業者を利用して改修工事を行う場合、補助対象経費の10分の1以内（最大10万円）を助成しています。H24～

地区	H29年度
西の里	8件
東 部	53件
北広島団地	47件
大 曲	29件
西 部	8件
合 計	145件

### ② 木造住宅耐震診断・改修支援

昭和56年5月31日以前の木造住宅の耐震診断・耐震化を行う場合、耐震診断に掛かる経費の3分の2以下（1住宅につき4万円を限度）耐震改修工事に掛かる経費の一部（限度額30万円）を助成しています。<sup>6</sup>

## (2) 住み替え支援事業

### ① 住み替え支援

高齢者の住まいや住み替え（住み替え後の住宅の活用や処分）についてのセミナーと相談会を開催（年4回）

- ・平成30年6月15日 第1回

会場：北広島団地住民センター 参加者：8名

- ・平成30年8月30日 第2回

会場：ふれあい学習センター 参加者：6名

- ・平成30年12月20日 第3回

会場：市役所多目的室 参加者：54名

- ・平成31年2月22日 第4回（予定）

会場：北広島団地住民センター

- ・平成30年11月21日 市内の高齢者施設を見学するバスツアー

見学場所：サービス付き高齢者向け住宅しおん 参加者：23名

## ②子育て世代マイホーム購入サポート助成金

住宅の購入費用の一部を助成（加算型助成金最大70万円）することにより、他市町村からの転入（特に北広島団地への住み替え）を促すとともに、市内居住者の定住につなげることにより、少子化に歯止めをかけ、子育て世代の人口増加を図る。H30.1～

地 区	H29年度			人 数
	助成 件数	内 訳		
		新 築	中古住宅	
西の里	19	13	6	72
東 部	55	39	16	188
北広島団地	37	27	10	141
大 曲	50	34	16	187
西 部	11	8	3	39
合 計	172	121	51	627

# 4. 空き家等の利活用（流動化）の促進

## ① 空き地・空き家バンク

空き地や空き家を売却（賃貸）したい方や購入（賃借）を希望される方の情報を市のホームページで提供し、空き家等の抑制と流動化、定住促進等を図る。H23.6～

- 市と連携協定を締結している宅地建物取引業者：7業者
- バンク登録状況（H29年度）

### 売却登録

- ・空き家 ⇒ 4件
- ・空き地 ⇒ 9件

# ※ 空き地・空き家バンクページをリニューアル(2月末完成)

## 【現在】

北広島市空き地・空き家バンク (空き地売却物件情報)

掲載日: 2019年1月25日

空き地物件: 2件  
(登録日が新しいものから順に表示しています)

平成31年(2019年)1月25日(金)現在

番号	登録番号 (登録年月日)	物件所在地	敷地面積	売買金額	物件詳細	お問合わせ先
1	30-03 平成31年1月25日(金)	北海道北広島市朝日町3丁目3番地6	303.94 平方メートル	1,316 万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>PDF 物件詳細 (273.5KB)</li> <li>PDF 物件概要 (587.3KB)</li> </ul>	(株)八城地建 北広島店 電話 011-376-8460
2	30-02 平成30年8月22日(水)	北海道北広島市山手町2丁目1番地9	430.36 平方メートル	1,020 万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>PDF 物件詳細:平成30年8月28日(火)掲載情報変更あり (532.5KB)</li> </ul>	(有)サンエステート 電話 011-375-9436

PDFファイルをご覧になるには、Adobe Readerが必要です。  
Adobe Readerをお持ちでない場合は、「Get Adobe Reader」アイコンをクリックしAdobe Readerをインストールの上ご参照ください。

## 【今後】

北広島市

Foreign Language (English/ 中文/ 한국어) 日本語

救急・防災 | 暮らしの情報 | まちの見どころ | 産業・ビジネス | 市役所ご案内

空き地空き家マップ

カテゴリで検索

- 買う(戸建)
- 買う(土地)
- 借りる(住まい)

住所(町名)で検索

地図 | 航空写真

【買う(戸建)】31-1  
北広島市大曲末広  
価格:980万円  
●●不動産  
物件詳細 平成30年6月28日(火)  
掲載

一覧

- 【追加】北広島市中央 (50平方メートル)
- 【31-1】北広島市大曲末広 (184.6平方メートル)

## ②空き家等解体補助金

住宅の建設や売却のために空き家を解体する場合、解体費用（補助対象工事）の3分の1（上限30万円）を補助することにより、快適な住環境や土地の流動化を図る。H28.6～

地 区	H29年度	H30年度
西の里	5	0
東 部	9	5
北広島団地	13	19
大 曲	3	6
西 部	0	0
合 計	30	30

### ③リユース住宅活用サポート補助金

中古住宅を取得した方に対し、リフォーム費用（補助対象工事）の5分の1（上限20万円）を補助することにより、中古住宅の流動化・活用及び定住促進を図る。H30.4～

地 区	H30年度
西の里	0
東 部	3
北広島団地	6
大 曲	1
西 部	0
合 計	10

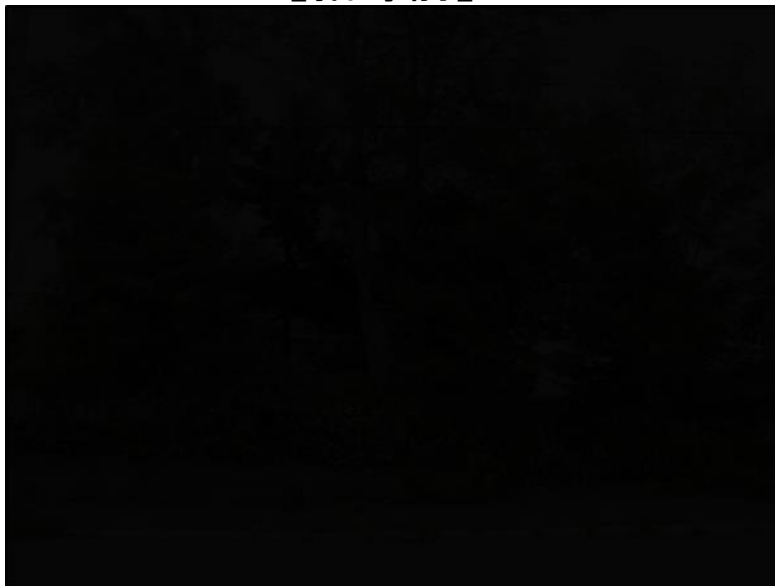
# 5. 準特定空家の認定と措置

北広島市空家等の適切な管理に関する条例第2条の規定に基づき、**北広島団地地区1件と東部地区1件の空き家を認定基準(調査表)により『準特定空家』として認定、指導を行った。**

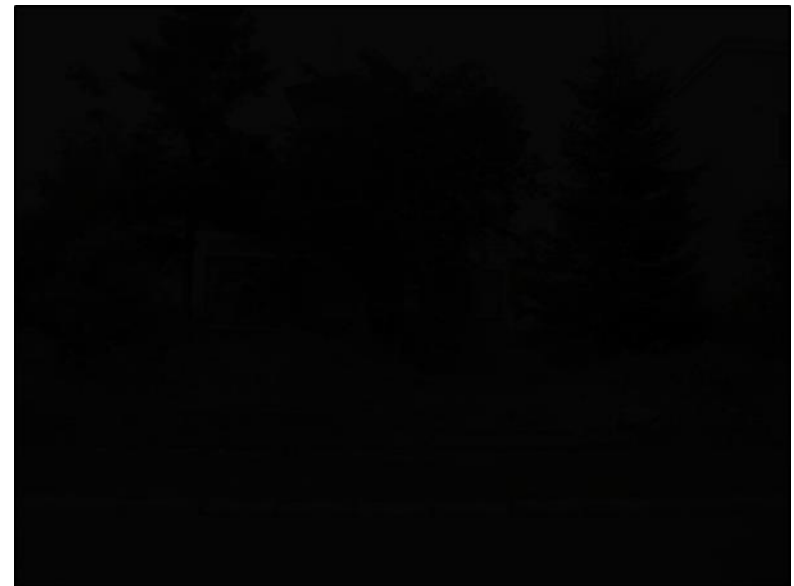
※準特定空家とは、特定空家等に該当しない空き家等であって、適切な管理が行われていないことにより周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう。

## ①北広島団地地区 (改善された)

【指導前】

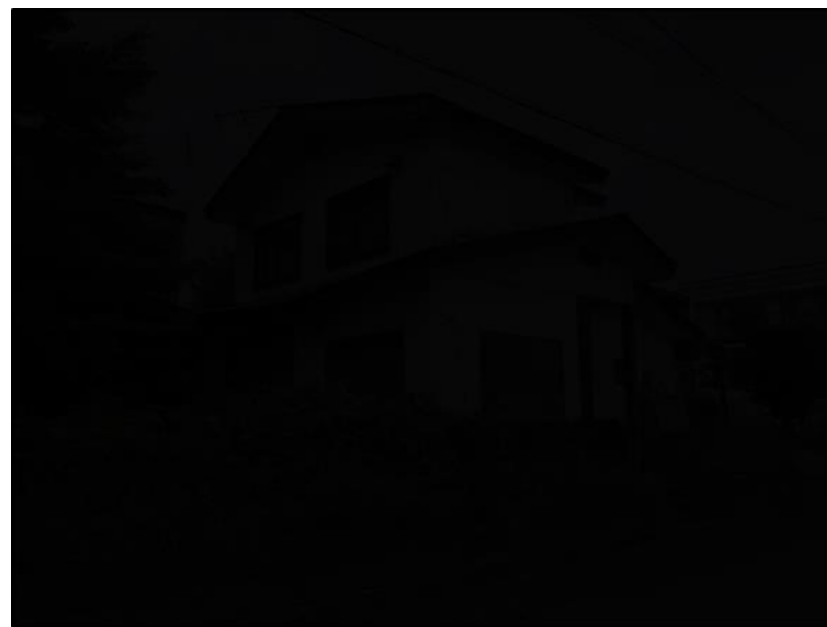
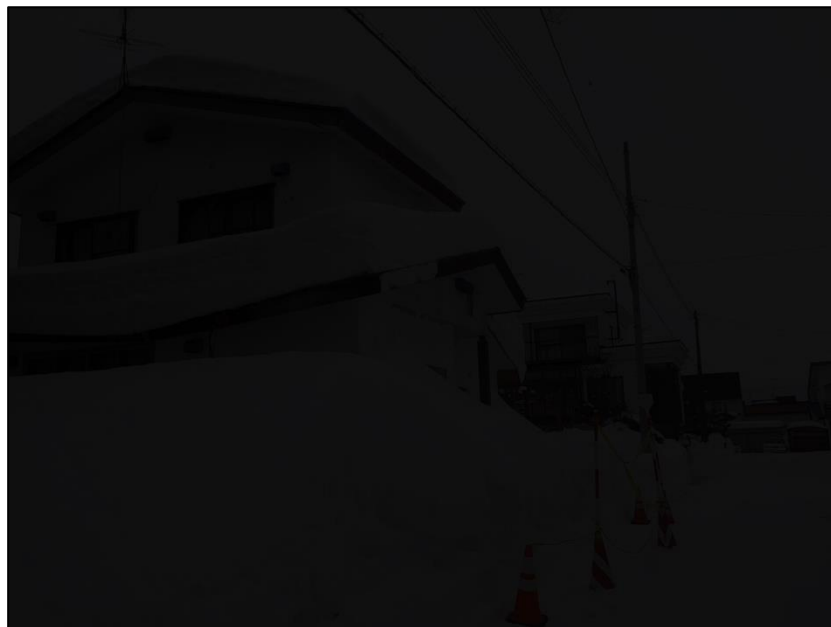


【指導後】



## ②東部地区（改善されない）

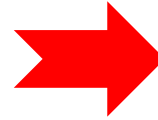
【状況】 道路への落雪、草木等の繁茂、樹木の巨大化、枝の越境等



- 【対応】
- H28.12.21 文書送付
  - H29.2.16 **緊急安全措置（屋根雪下し）を実施**
  - H30.9.3 準特定空家に認定
  - H30.10.4 指導書送付
  - H31.2.1 指導書送付

# 6. その他の空き家事例

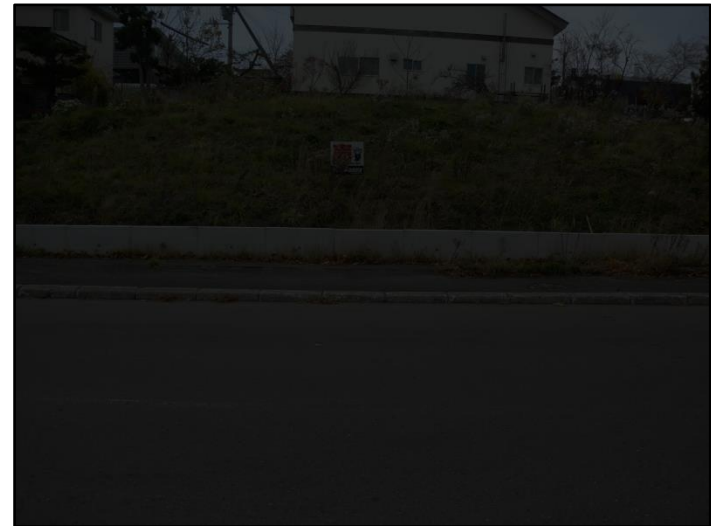
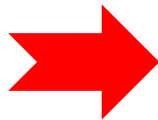
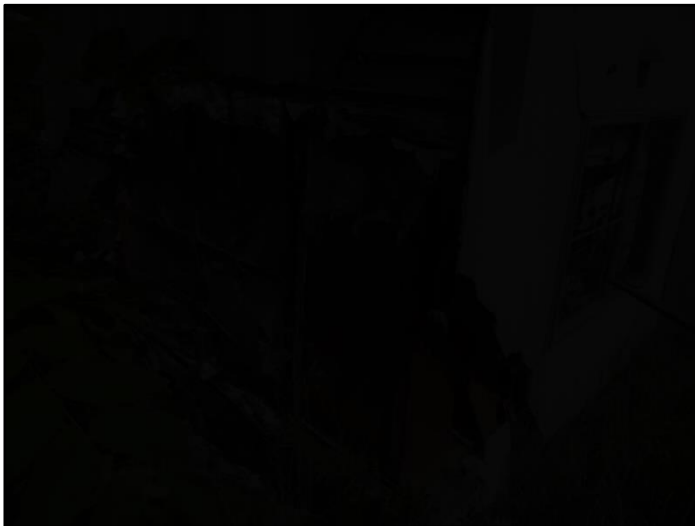
## ● 改善された空き家等



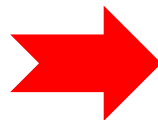
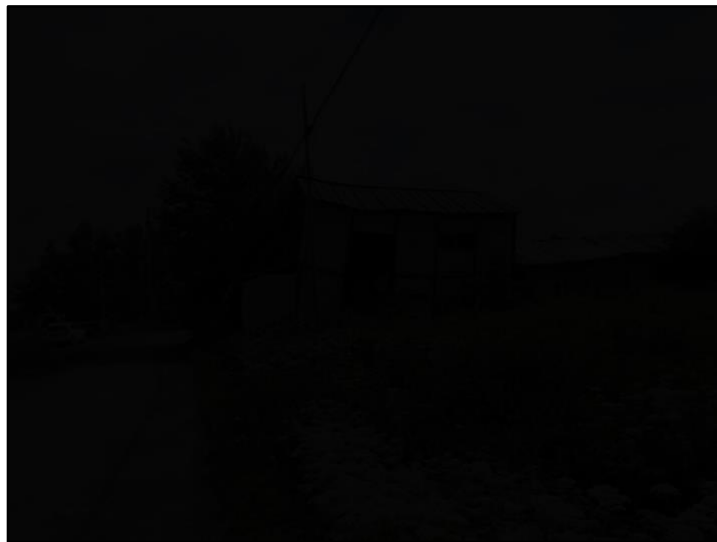
①北広島団地地区



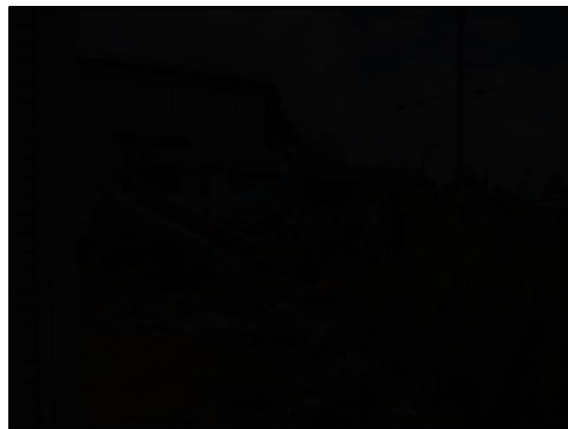
②北広島団地地区



### ③大曲地区

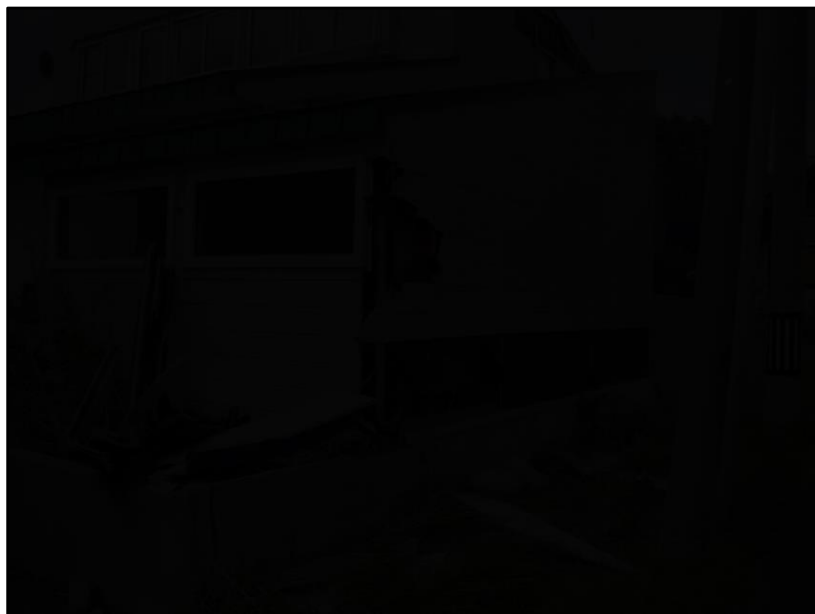


### ④東部地区

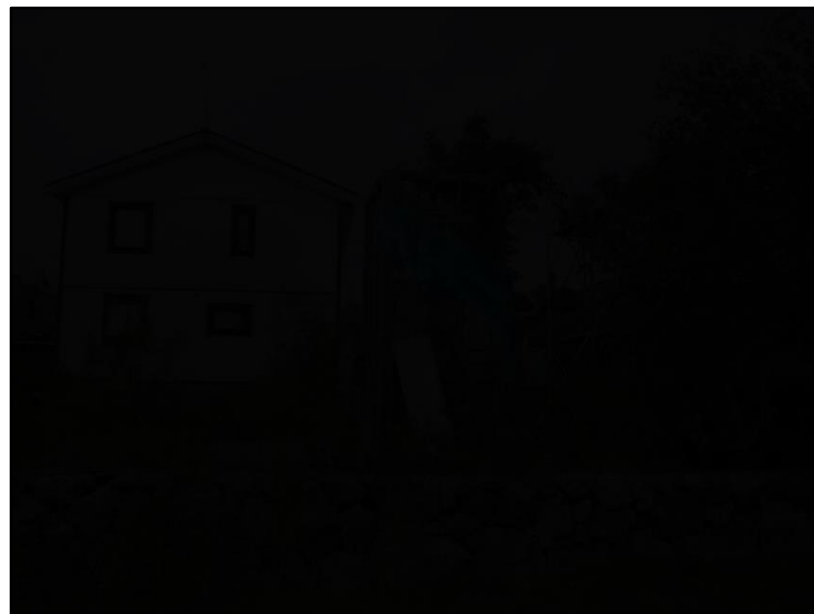


## ●改善されない空き家等

①西部地区



②北広島団地地区



# 7. 今後の空き家対策

空き家の所有者に対し、空き家問題や適切な維持管理の重要性を理解してもらう。

## ●空き家予備軍

- ・高齢者に対し、住み替え後の住宅の活用や処分について、セミナーや相談会を実施し、空き家にならないよう住宅等の流動化を促す。

## ●管理されている空き家

- ・子育て世代マイホーム購入サポート助成金、空き家等解体補助金、リユース住宅活用サポート補助金、空き地・空き家バンク等の事業により、空き家や空き地の流動化を図る。

## ●既に周囲に迷惑をかけている空き家

- ・所有者や関係者への働きかけ（情報提供や危険性等の意識付け、助言指導）等を根気よく行うことにより、所有者による自主的な解決を促す。
- ・人の生命や財産などに危害を及ぼす恐れがあり、危険な状態が切迫している場合は、これを回避するため、市が必要な最小限度の措置（緊急安全措置）を講じ対応する。

# 空き家「代執行」48件のみ

## 総務省全国調査 撤去費回収難しく

総務省は22日、空き家対策に関する実態調査の結果を公表した。全国で300万戸以上と推定される空き家のうち、自治体が強制的に撤去するなどの「行政代執行」に至ったのは、空き家対策特別措置法が2015年に全面施行されてから17年9月までの2年間でわずか48件。所有者特定に時間を要したりノウハウの乏しさなどが要因で、自治体が費用を全額負担せざるを得ないケースも相次いでおり、対応に苦慮している実態が浮き彫りとなった。

し、市区町村が改善勧告や命令などを出し、従わなければ代執行で撤去できると規定。所有者不明で相続人もいない場合は略式代執行で撤去できる。

ただ、調査結果によると、施行から2年間の実績は全国37市区町村の48件にとどまった。道内は室蘭市、宗谷管内礼文町、胆振管内豊浦町が1件ずつで、計3件だった。

代執行が少なかった理由については、所有者不明だということを経験しているのに時間を要する上、解体の際に周辺の住民・企業との合意形成や、施工業者の選定などの事務手続きが進まないことなどを挙げた。各自治体とも対策に従事する職員が1〜3人程度と少ないこ

とも要因とした。代執行で空き家を撤去し、跡地を売却するなどして費用を全額回収できたのは約1割の5件。所有者が不明で跡地の売却先も見つからないことから、自治体が全額負担したケースは13件あった。このうち礼文町が16年8月に撤去したケースでは、25年間にわたる空き家だった住宅について、固定資産税や登記の情報を調べても所有者の所在をつかめず、費用の95万円を町が負担した。

総務省行政評価局は、特措法により自治体は放棄されている空き家の取り壊しを進めやすくなったとした上で、ノウハウの蓄積や担当職員の充足が課題だと指摘。調査結果を国土交通省や各自治体に共有してもらい、今後の空き家対策に活用してほしいとしている。

### 自治体の空き家対策

悩み	工夫事例
家屋の所有者割り出しに時間がかかる	固定資産税情報を活用
所有者が死亡し、相続人が多数	司法書士会などと協力
撤去費が高額	建物の基礎を残し費用を抑制
所有者からの費用回収が困難	債権回収部署に依頼、分割納付で徴収

と少ないこと

(田口博久)

# 北広島市空家等対策計画

平成29年（2017年）11月

北 広 島 市

## 目 次

第1章 計画策定の背景と趣旨	
1. 策定の目的	1
2. 計画の位置付け	1
第2章 空家等対策に関する基本的方針	
1. 対象とする地区	3
2. 対象とする空家等	3
3. 空家等対策に関する基本的な方針	4
4. 計画期間	4
第3章 空家等の発生抑制	
1. 空家等の調査	5
2. 所有者等による空家等の適切な管理の促進	10
3. 空家等の発生抑制の取組み	10
第4章 空家等の利活用の促進	
1. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進	12
第5章 管理不全な空家等の防止と解消	
1. 管理不全な空家等の防止	13
2. 特定空家等の認定	13
3. 特定空家等に対する措置	13
4. 準特定空家等に対する措置	15
5. 緊急安全措置	15
第6章 空家等対策に関する実施体制の整備	
1. 住民等からの空家等に関する相談への対応	16
2. 空家等に関する対策の実施体制	16

## 第1章 計画策定の目的と位置付け

### 1. 策定の目的

近年、人口減少や既存住宅の老朽化、住宅に対する社会的ニーズの変化に伴い全国的に空家が増加しており、総務省の住宅・土地統計調査によると、平成20年では、全国で5,759万戸の住宅総数に対して、空家が757万戸の13.1%、平成25年では、6,063万戸の住宅総数に対して、空家が820万戸の13.5%となっています。

北広島市の空家は、住宅・土地統計調査による推定値ではありますが、平成20年では1,500戸、住宅総数23,430戸に占める割合は6.4%、平成25年では1,960戸、住宅総数24,110戸に占める割合は8.1%となっており、増加傾向にあります。

空家の中には、適切に管理されていないことにより、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害などの問題を生じさせ、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあり、今後、空家が増加すると、問題が一層深刻化することが懸念されています。

このようなことから、国では、地域住民の生活環境の保全を図り、空家等の活用を促進するため、平成26年11月27日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）を公布し、平成27年2月26日には、法に基づく「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）が示され、市町村は、必要に応じて「空家等対策計画」を策定し、各地域内の空家等に対する行政としての基本姿勢を住民に対して示しつつ、空家等の活用策についても併せて検討することが望ましいとしています。

また、同年5月26日には、市町村が「特定空家等」の判断の参考となる基準等及び「特定空家等に対する措置」に係る手続について、「特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）が示され、法の全面施行となりました。

このような背景を踏まえ、本市においても空家が増加傾向にあることから、「北広島市空家等の適切な管理に関する条例」（以下「条例」という。）及び「北広島市空家等対策推進協議会設置条例」を平成28年4月に制定し、同年12月に学識経験者、法務又は建築に関する専門的な知識経験者の方などからなる「北広島市空家等対策推進協議会」を設置し、協議会での意見を踏まえ、今後の空家等対策を総合的かつ計画的に進めるため、「北広島市空家等対策計画」（以下「計画」という。）を策定します。

### 2. 計画の位置付け

本計画は、法第6条第1項に規定する「空家等対策計画」であり、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、法第5条に規定する国の「基本指針」及び法第14条第14項に規定する「ガイドライン」に即して策定する計画です。

また、「北広島市総合計画（第5次）改訂版」を最上位計画とし、人口減少対策を目的とした「北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、都市づくりに関わる「北広島市都市計

画マスタープラン」や住宅施策の基本計画である「北広島市住生活基本計画」などの関連計画等との連携・整合を図り、空家等対策計画を推進していきます。

●北広島市総合計画（第5次）改訂版（平成23～32年度）

基本目標の一つに「快適な生活環境のまち（生活・都市基盤）」の主要施策として居住環境の充実があげられ、施策として、リフォーム相談、住み替え支援、空き地や空家の情報提供、空家対策の推進などがあげられています。

●北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27～31年度）

人口減少対策を目的とした施策として、定住促進に向けた多世代住宅取得支援、住み替え支援制度の創設や空家の流動化促進などがあげられています。

●北広島市都市計画マスタープラン（目標年次平成32年度）

「市街化区域の土地利用の基本方針」で、北広島団地などは住民の高齢化が急速に進行していることから、良好な住環境を損なわないように配慮しながらコミュニティを維持するため、住まい方の多様化による、子育て世代への住み替え誘導を図ることと、少子高齢化社会における市民の多様なニーズに対応した住宅需要に対応するため、市街地内の利用されていない土地の有効利用を図ることなどとしています。

●北広島市住生活基本計画（平成27～33年度）

基本目標の一つに「良質な住宅ストックの形成と有効活用」で、これまで形成されてきた既存住宅を有効に活用し、今後も豊かに暮らし続けられるよう、空家の活用、中古住宅の流通、リフォームなどを促進します。また、民間事業者と連携した住宅情報の充実などにより、市民や市外からの移住者が住宅取得しやすい環境形成を目指しています。

## 第2章 空家等対策に関する基本的方針

### 1. 対象とする地区（法第6条第2項第1号）

計画の対象地区は、重点地区等は設けず、市街化区域、市街化調整区域を問わず北広島市全域とします。

### 2. 対象とする空家等（法第6条第2項第1号）

計画の対象とする空家等については、法第2条第1項で規定する「空家等」と、必要に応じ法に規定する「空家等」に該当しない空家等も対象とします。

#### 【空家等】（法第2条第1項）

この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

#### 【特定空家等】（法第2条第2項）

この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

#### 【準特定空家等】（条例第2条）

(3) 準特定空家等 特定空家等に該当しない空家等であって、適切な管理が行われていないことにより周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

※「空家等」に関する補足説明（「基本指針」などによる国土交通省及び総務省の見解）

#### ① 「居住その他の使用がされていないことが常態である」

建築物等が長期間にわたって使用されていない状態をいい、例えば概ね年間を通して建築物等の使用実態がないことは1つの基準になると考えられる。

#### ② 「長屋」や「集合（共同）住宅」の場合

長屋や集合（共同）住宅については、当該住宅内の全ての住戸が空家となった場合に、当該住宅は「空家等」に含まれることとなる。

本市においては、「空家等」に該当するかの判断については、これらの国の見解を踏まえて判断することとなります。

### 3. 空家等対策に関する基本的な方針（法第6条第2項第1号）

適切な管理が行われていない空家等がもたらす問題を解消するためには、法第3条において、「空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」と規定されているように、第一義的には空家等の所有者等が自らの責任によりの確に対応することが前提となりますが、空家等の中には、所有者等の意識や経済的な事情などから適切な管理が十分に行われず、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものもあります。

このため、倒壊等の事故や火災、犯罪等を未然に防止し、市民が安全で安心して暮らすことができる生活環境を確保するとともに、地域の活性化を目指し、空家等の状況に応じて、

- ① 空家等の発生抑制
- ② 空家等の利活用の促進
- ③ 管理不全な空家等の防止と解消
- ④ 空家等対策に関する実施体制の整備

の四つを柱とした「空家等対策」を推進します。

### 4. 計画期間（法第6条第2項第2号）

本計画の計画期間は、本市の最上位計画の「北広島市総合計画（第5次）」の目標年次である平成32年度と連動をさせて、平成29年度から平成32年度までの4年間とし、国の空家政策の動向や社会・経済情勢の変化等を踏まえ、計画内容について必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

## 第3章 空家等の発生抑制

### 1. 空家等の調査（法第6条第2項第3号）

国の「基本指針」では、「市町村が空家等対策を効果的かつ効率的に実施するためには既存の統計資料も活用しつつ、まず市町村の区域内の空家等の所在やその状態等を把握することが重要である」、また、空家等の「居住その他の使用がされていないことが常態であるもの」とは、「建築物等が長期間にわたって使用されていない状態をいい、例えば概ね年間を通して建築物等の使用実績がないことは1つの基準となると考えられる。」としています。

#### （1）空家に関する意向調査

本市では、平成28年度において市上水道の使用状況や固定資産税台帳、住民基本台帳、市内の町内会・自治会に対するアンケート調査を経て、平成28年4月1日時点で概ね1年程度以上建物の使用がされていないと思われる戸建て住宅を基本として、総数392件の所有者等への「北広島市内の空家に関する意向調査」を行いました。

意向調査の総送付数392件に対し、送付先不明のものが8件あり、送付数384件に対する回収数は240件（回収率62.5%）となっています。

#### 《北広島市内の空家に関する意向調査の集計結果》

##### I この建物について

問1. 現在、建物はどのような状態になっていますか。		
1. 自分または親族が住んでいる	15	回収率が6割を超え、所有者等の意向が一定程度把握できたものと思われます。また、別荘的な利用や、倉庫等での利用等空家以外の件数が回答数の3割に上り、予想以上に多い状況でした。
2. 貸している	10	
3. 売却した	16	
4. 解体した	11	
5. 建物の心当たりがない	1	
その他	22	
6. 現在空家となっている	165	
問1. で6を選択された方は問2以降に進んで下さい。		
問2. 建物が建築された時期はいつ頃ですか。		
1. 昭和45年以前	25	建築時期は昭和46年から昭和55年が91件と最も多く、昭和45年以前の25件と合わせると旧耐震基準での建物が全体の約7割となっています。
2. 昭和46年～昭和55年	91	
3. 昭和56年～平成12年	37	
4. 平成13年～平成22年	4	
5. 平成23年以降	0	
6. 不明	8	
問3. 建物が空家となった時期はいつ頃ですか。		
1. 平成28年	17	空家になった時期としては平成25年から平成27年が57件と最も多いが、既に4年以上経過してい
2. 平成25年～平成27年	57	
3. 平成22年～平成24年	40	

4. 平成17年～平成21年	26	るものも約半数以上あります。
5. 平成16年以前	20	
6. 不明	5	
問4. 空家となった経緯は何ですか。		
1. 住んでいた人が亡くなったため	41	空家になった経過では、「住んでいた人が亡くなった」、「施設に入所、長期入院した」、「転居した」の三つの理由で約8割を占めています。
2. 住んでいた人が施設へ入所、長期入院したため	45	
3. 住んでいた人が転居したため	43	
4. 転勤等で長期不在のため	8	
5. 取得したが未だ入居していないため	5	
6. 貸していた人が転居し、次の人が決まらないため	8	
7. 相続したが住む人がいないため	10	
8. その他	5	

## II この建物の管理について

問1. この建物の管理について、どのようなことを心配していますか。（複数回答）		
1. 建物の腐朽・破損の進行	113	建建物の管理についての心配事では、「建物の腐朽・破損の進行」、「不審者の侵入」、「樹木雑草の繁茂」が上位を占めています。
2. 地震、豪雪などによる損壊・倒壊	72	
3. 不審者の侵入	95	
4. ゴミの不法投棄	35	
5. 樹木・雑草の繁茂	92	
6. 害虫の発生や野良猫などの集中	24	
7. 地域の景観への悪影響	30	
8. その他	4	
9. 心配事は特にない	17	
問2. 建物は主にどなたが管理していますか。		
1. 所有者もしくは家族	138	空家の主な管理主体は、所有者もしくは家族が138件と最も多く、親戚、知人を加えると約9割の数となっています。
2. 親戚、知人	12	
3. 民間業者	2	
4. その他	3	
5. 誰も管理していない	9	
6. 不明	1	
問3. どのような管理をしていますか。（複数回答）		
1. 戸締りの確認	109	行っている管理では、「外周りの清掃、草取り、剪定など」の件数が一番となっており、隣近所迷惑への心配が表れているのではないかと思います。
2. 住宅の通風・換気	82	
3. 住宅内の清掃	61	
4. 水回りなどの点検	51	
5. 郵便物、チラシなどの整理・処分	92	
6. 外周りの清掃、草取り、剪定など	114	

7. 傷み、雨漏りなどのチェック・修繕	70	
8. 台風、地震などの後の見回り	51	
9. 除排雪	58	
10. その他	7	
問4. どのくらいの頻度で管理をしていますか。		
1. ほぼ毎日	3	半数以上が「月に1回以上の管理を行っている」との回答となっていますが、年に「1回から数回」という回答も43%あります。
2. 週に1回～数回	20	
3. 月に1回～数回	58	
4. 年に1回～数回	66	
5. 数年に1回	6	
問5. 管理に要する費用は年間でおおよそいくらですか。		
1. 費用はかかっていない	31	「費用はかかっていない」が31件と最も多く、「年間3万円未満」との回答が約5割となっています。
2. 1万円未満	24	
3. 1万円～3万円未満	19	
4. 3万円～5万円未満	25	
5. 5万円～10万円未満	20	
6. 10万円～20万円未満	20	
7. 20万円～50万円未満	5	
8. 50万円以上	1	
9. 不明	8	
問6. 管理をする上で障害や課題がありますか。(複数回答)		
1. 遠方に住んでいるので管理が困難	63	「遠方に住んでいるので管理が困難」、「管理の作業が大変」、「建物を利用する予定がないので管理が無駄になる」の回答が多くなっています。
2. 管理の作業が大変	45	
3. 管理費用の負担が重い	23	
4. 管理を頼める人や業者がない	18	
5. 建物を利用する予定がないので管理が無駄になる	45	
6. その他	14	
7. 障害や課題はない	32	
問7. 専門業者がいれば管理を委託する希望はありますか。		
1. 適当な業者がいれば委託したい	33	「委託するつもりはない」との回答が91件あり、経費の問題や信用問題が大きいものと思われます。
2. 既に委託している	10	
3. 委託するつもりはない	91	
4. 不明	21	
問7. で1, 2を選んだ方は問7-1、7-2にもお答えください。		
問7-1. どのような管理サービスを希望しますか。既に委託している場合は実際に委託している内容を記入して下さい。		
1. 戸締りの確認	16	先のⅡの問3の回答とも繋がりますが、「外回りの清掃、草取り、
2. 住宅の通風・換気	12	

3. 住宅内の清掃	6	剪定など」が一番多い回答となっており、ここにも隣近所迷惑にならないようにとの思いが感じられます。	
4. 水回りなどの点検	8		
5. 郵便物、チラシなどの整理・処分	17		
6. 外周りの清掃、草取り、剪定など	38		
7. 傷み、雨漏りなどのチェック・修繕	17		
8. 台風、地震などの後の見回り	13		
9. 除排雪	22		
10. その他	1		
問7-2. 管理サービスの月額料金はいくらくらいが適当だと思いますか。既に委託している場合は、実際に払っている月額料金を記入して下さい。			
1. 月額千円くらい	5		一番多い回答は「月額3千円くらい」であり、それ以下も含めると5割以上の件数となっています。
2. 月額2千円くらい	6		
3. 月額3千円くらい	12		
4. 月額5千円くらい	7		
5. 月額7千円くらい	3		
6. 月額1万円くらい	7		
7. 月額2万円くらい	0		
8. 月額3万円くらい	0		
9. 月額5万円またはそれ以上	1		

### Ⅲ 今後の建物の利用などについて

問1. 今後、建物をどのようにされますか。		
1. 売却したい	44	「売却したい」が44件で一番多く、次いで「解体したい」が33件ですが、「現状のまま（空家にしておく）」も26件の16%の回答があります。
2. 賃貸したい	10	
3. 自分や家族が住む	20	
4. 自分や家族以外が利用する	1	
5. 子や孫などに活用をまかせる	8	
6. 現状のまま（空家にしておく）	26	
7. その他	22	
8. 解体したい	33	
問1. で8を選んだ方は問1-1にもお答えください		
問1-1. 解体後の土地をどのように活用されますか。		
1. 売却したい	16	「売却したい」との回答が約半数あります。
2. 賃貸したい	0	
3. 更地のまま自分や家族が利用	5	
4. 未定・予定なし	9	
5. その他	3	
問2. 利用をする上で障害や課題がありますか。		

1. リフォームしないと活用できる状況でない	55	一番多い回答が、「建物の中に荷物があり、その処分に困っている」となっており、経費的な面、法律的な面、思い入れの面等、色々な観点が想定されます。
2. 建物の中に荷物があり、その処分に困っている	56	
3. 相続等の問題により、自分だけでは対応できない	17	
4. 解体費用を負担できない	17	
5. 所有していたが、管理ができない	9	
6. 建物に愛着があり、手放すか決められない	21	
7. 売却または賃貸したいが、相手先が見つからない	35	
8. どうしたら良いか分からない	18	
9. その他	15	

#### IV 空家の活用に対する支援制度について

(「北海道空き家情報バンク」、「北広島市空き家・空き地バンク」など、空家情報提供サービス)

問1. これらの情報サービスをご存知ですか。		
1. 内容を知っている	18	「知らない」との回答が5割以上あります。
2. 名前を聞いたことがある程度	61	
3. 知らない	82	
問2. 今後、これらの情報サービスの活用についてどのようにお考えですか。		
1. 今後活用したい	57	サービスの活用について「今後どうするか分からない」との回答が5割あります。
2. 活用するつもりはない	23	
3. 分からない	80	
問2. で2を選んだ方は次の問2-1にもお答えください。		
問2-1. 活用するもりのない理由は何ですか。		
1. 建物を今後使用する予定である	10	「不安がある(制度がよくわからない)」との回答は2件であり問題はないようです。
2. 売却や賃貸する予定がある	4	
3. 不安がある(制度がよくわからない)	2	
4. その他	6	
問3. 今後の建物の管理や活用にあたり、市に対してご要望があれば教えて下さい。		
1. セミナーや相談会の開催	17	要望の中で一番件数の多いのは「空家の解体に対する資金援助」で47件であり、次は「売却や賃貸する場合の相手先、仲介業者の情報提供」の44件です。
2. 色々な相談窓口の一本化	28	
3. 売却や賃貸する場合の相手先、仲介業者の情報提供	44	
4. 空家の購入に対する資金援助	5	
5. 空家の修繕や改修に対する資金援助	26	
6. 空家の解体に対する資金援助	47	
7. その他	16	
問3. で回答4. 5. 6. に対する希望額		
4. 空家の購入に対する資金援助額		
1. ～50万円	0	希望額回答2件のみ
2. 51万円～100万円	2	

3. 101万円～200万円	0	
4. 201万円以上	0	
5. 空家の修繕や改修に対する資金援助額		
1. ～50万円	5	「50万円以下」との回答が半数あります。
2. 51万円～100万円	3	
3. 101万円～200万円	1	
4. 201万円以上	1	
6. 空家の解体に対する資金援助額		
1. ～50万円	6	「50万円以下」との回答が約半数あります。
2. 51万円～100万円	4	
3. 101万円～200万円	2	
4. 201万円以上	1	

## (2) 現地調査

意向調査の結果、「住んでいる」、「貸している」、「売却した」、「解体した」などの空家以外が75件で、「現在空家となっている」は165件との回答でしたが、未回収の144件と送付先不明の8件を含めた317件を対象として、敷地外からの建物や敷地の状況を確認する外観の現地調査を行います。

現地調査において、住んでいる状況や解体されている状況を確認した場合は、空家等に該当しないものとして除外し、それ以外のものは、法第11条に規定されている、空家等に関するデータベースの整備を行います。

空家等に関するデータベースから、特定空家等となる可能性がある建物に対して、法第9条第1項又は第2項に規定する現地調査を行い、「北広島市特定空家等の認定基準」を基に、倒壊等による危険性、保安上の危険、衛生上問題、景観の問題及び周辺的生活環境の保全などの状態を確認し、実態把握に努めます。

また、市民から寄せられた情報や、市役所各部署の情報を基に追加の現地調査などを行い、その都度、データベースの更新を行います。

## 2. 所有者等による空家等の適切な管理の促進（法第6条第2項第4号）

空家等は、法第3条及び条例第4条にも規定されているとおり、所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等を自らの責任において適切に管理しなければならない、空家等の倒壊及び部材の飛散等により、第三者や周辺家屋等に被害を及ぼした場合は、被害者から損害賠償など管理責任を問われることもあります。

このため、所有者等がこうした空家等の問題を認識し、適切な維持管理の重要性を十分理解してもらう必要があることから、空家等に対する適切な維持管理について、広報紙やホームページ、パンフレットなどにより周知を図ります。

## 3. 空家等の発生抑制の取組み

高齢化の進行により、今後も高齢者人口は増加していくと考えられ、さらには一戸建て持

ち家で暮らす単身高齢者の増加による空家等の予備軍は増加傾向にあると予想されます。

空家等の増加を抑制するためには、新たな空家を発生させない取り組みが重要となるため、安心して住み続けられる住宅の増加を図り、既存住宅に長く住んでもらうことと、住み替え支援の仕組みができれば、空家等の発生を予防することにつながることから、今後も空家を発生させない施策の取り組みを行う必要があります。

計画策定時において取り組んでいる施策は下記のとおりです。

## **(1) 安心して住み続けられる支援事業**

### **・住宅リフォーム支援事業**

住宅のリフォームに要する費用の一部を助成することにより住宅の改修を促進し、もって快適な住環境の整備並びに市内の建設産業の振興及び雇用の安定を図ることを目的としています。(担当：商工業振興課、建築課)

### **・木造住宅耐震診断・改修支援事業**

木造住宅の耐震診断、耐震改修工事に要する費用について補助金を交付することにより、地震に対する木造住宅の安全性の向上及び災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的として、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震化促進を図っています。(担当：建築課)

## **(2) 住み替え支援事業**

少子高齢化が著しい北広島団地地区における「住み替え」支援の仕組みを構築し、高齢者の住み替え及び若い世代の北広島団地地区への移住を支援することにより、地区における若い世代の人口割合を高め、北広島団地地区の活性化、ひいては北広島市の活性化を図ることを目的として、平成28年9月に、市、金融機関、都市再生機構、建設業者、不動産業者が連携し、「北広島市住み替え支援協議会」を設置しました。

協議会では、それぞれの専門的見地からの意見交換や住み替えの仕組み構築及び支援方策の検討を行います。(担当：企画課)

また、家族構成の変化や身体能力の低下などから、「家が広すぎて維持管理が大変」、「病院の近くの便利なところへ引っ越したい」など、より利便性の高いところへの住み替え意向をお持ちの高齢者世帯が増えていることから、市では、高齢などで自宅の維持管理が困難になった方の、お住まいの相談を受けています。(担当：建築課)

## 第4章 空家等の利活用の促進

### 1. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進（法第6条第2項第5号）

空家等の中には、適切に管理されているものや、修繕等を行えば活用できるものもあることから、利活用の促進に関する支援事業などの情報提供を行う必要があります。

計画策定時において取り組んでいる施策は下記のとおりです。

#### （1）空き地・空き家バンク

土地の有効利用や家屋の再生を地域全体に広め、市内への定住促進と地域の活性化を図るため、市と協定を締結している宅地建物取引業者と連携して「北広島市空き地・空き家バンク」を設置し、市内の不動産の流動化促進を図っています。

この制度は、空き地や空家を売りたい方や貸したい方と、買いたい方や借りたい方の情報を提供しています。（担当：都市計画課）

また、北海道では、移住・定住の促進や住宅ストックの循環利用を図るため、道内全域を対象区域とする「北海道空き家情報バンク」を開設しています。

#### （2）空き家流動化促進事業（空き家解体補助金）

市内において空家等を解体する者に対しその費用の一部を補助することにより、土地の有効活用を図り、もって定住の促進に寄与することを目的としています。（担当：まちづくり担当）

### 1. 管理不全な空家等の防止

空家等は個人の財産であり、所有者等が適切に維持管理すべきものです。しかし、放置された空家等の危険性や周囲へ及ぼす悪影響などを認識していない所有者等もあり、適切な維持管理が行われていない場合があります。

所有者等がこうした空家等の問題を認識し、適切な維持管理の重要性を十分理解してもらう必要があることから、空家等の調査により判明した所有者等に対しては、必要に応じて助言又は指導の措置を講じて、空家等の状況や各種支援制度の情報提供をし、所有者等の自発的な対応を促します。

### 2. 特定空家等の認定

特定空家等の判断について、「基本方針」では「国が示すガイドラインを参考として、各市町村において地域の実情を反映した、適宜固有の判断基準を定めることにより、特定空家等に対応することが適当」とあり、「ガイドライン」で「判断に際して参考となる基準」が示されています。また、北海道による「市町村による特定空家の判断の手引き」が示されており、これらを参考として、市では「北広島市特定空家等の認定基準」を作成します。

この認定基準による調査結果と、条例で「特定空家等の認定」については、北広島市空家等対策審議会において調査審議する事項としており、審議会におけるご意見を伺い判断することとしています。

### 3. 特定空家等に対する措置（法第6条第2項第6号）

特定空家等と認定された所有者等に対しては、法第14条において段階を追って「助言又は指導」「勧告」「命令」「代執行」の措置をとることができることが規定されています。

また、これらの措置を講ずるかどうかについて、「ガイドライン」では、まず「周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か」等を判断し、あると判断された場合、「その悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超えるか否か、またもたらされる危険性について切迫性が高いか否か」等によって判断するとなっており、特定空家等の状況に応じどのような措置が必要になるか個別に判断して対応していきます。

なお、「代執行」の措置については、条例で北広島市空家等対策審議会において調査審議する事項としており、審議会におけるご意見を伺い判断することとしています。

#### (1) 助言又は指導（法第14条第1項）

助言又は指導により告知する事項は、特定空家等の所有者等に対して、助言又は指導の内容及びその事由、助言又は指導の責任者を明確に示すとともに、助言又は指導をしたにもかかわらず、相当の猶予期限が経過した後もなお、改善されないと認められるときは、勧告を行う可能性があること、勧告をした場合は、地方税法の規定に基づき、特定空家等に係る敷地について固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されることについて示し、所有者等自らの改善を促します。

相当の猶予期限とは、助言又は指導を受けた者が当該措置を行うことにより、その周辺の生活環境への悪影響を改善するのに通常要すると思われる期間を意味します。具体的な期間は対象となる特定空家等の規模や措置の内容等によって異なるが、物件を整理するための期間や工事の施工に要する期間を合計したものを標準とします。（勧告以降の措置も同じ）

助言又は指導を受けた特定空家等が改善されないと認められるときは、特定空家等の所有者等に対し、繰り返し助言又は指導を行うべきか、必要な措置を勧告すべきかどうか、勧告する場合はどのような措置とするか等について検討します。

## （２）勧告（法第１４条第２項）

助言又は指導をした場合において、なお特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、特定空家等の所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、必要な措置をとることを勧告することができ、勧告を行う場合は、その特定空家等の所有者等に対して、勧告に係る措置の内容及びその事由、勧告の責任者を明確に示すとともに、勧告に係る措置を実施した場合は、遅滞なく勧告の責任者に報告すること、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合、命令を行う可能性があること、地方税法の規定に基づき、特定空家等に係る敷地について固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されることについても示し、所有者等自らの改善を促します。

## （３）命令（法第１４条第３項～第８項）

勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特定空家等の所有者等に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができ、その措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命ぜられる者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会が与えられます。

この通知書の交付を受けた者は、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができ、市長は、意見の聴取の請求があった場合においては、措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行います。

事前の通知に示した意見書の提出期限までに意見書の提出又は意見聴取の請求がなかった場合、意見書の提出又は意見聴取を経てもなお命令措置が不当でないとして認められた場合は、措置を命令することができ、その措置の内容は明確に示すとともに、特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、その結果どのような措置を命ぜられているのか等について、所有者等が理解できるように措置の事由を提示します。

また、当該命令は行政争訟の対象となる処分であり、命令に対し不服がある場合は、行政不服審査法第６条の規定により市長に異議申立てを行うことができことから、同法第５７条第１項の規定に基づき、当該処分につき不服申立てをすることができる旨について示します。

## （４）代執行（法第１４条第９項）

上記の措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても期限までに完了する見込みがないときは、行政代

執行法の定めるところに従い、代執行をすることができることとされています。

代執行にあたっては、相当の履行期限を定め、その期限までに義務の履行がなされないときは、代執行をする旨を戒告しなければなりません。

また、戒告を行う際には、命令と同様、行政不服審査法第57条第1項の規定に基づき、書面で必要な事項を相手方に示します。

相当の履行期限とは、戒告は、その時点において命令に係る措置の履行がなされていないことを前提として、義務者が自ら措置を行うように督促する意味をもつものであるから、少なくとも戒告の時点から起算して当該措置を履行することが社会通念上可能な期限となります。

戒告において定められた措置命令の履行期限までに履行がなされないときは、直ちに代執行令書による通知の手続に移らず、再度戒告を重ね、義務者自らそれを履行する機会を与えることも考えられ、どの時点で代執行を実行するかについては、客観的事情から義務の履行期限を更に延長することが社会通念上許され難い状況にあるのか、又は再戒告により義務者自身による履行が期待されるのか等の状況を勘案して判断します。

義務者が戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、代執行令書をもって、代執行をなすべき時期、代執行責任者の氏名、代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知します。

なお、代執行令書を通知する際には、命令を行う際と同様、行政不服審査法第57条第1項の規定に基づき、書面で必要な事項を相手方に示します。

代執行に要した一切の費用は、義務者から徴収します。その徴収すべき金額は、実際に代執行に要した費用で、作業員の賃金、請負人に対する報酬、資材費、第三者に支払うべき補償料等が含まれるが、義務違反の確認のために要した調査費等は含まれません。

#### **4. 準特定空家等に対する措置**

特定空家等に該当しない空家等であって、適切な管理が行われていないことにより周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等を条例により、準特定空家等と規定しています。

また、準特定空家等の所有者等に対し、当該準特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができるとしています。

このことから、特定空家等に該当しない管理不全な空家等の所有者等に対しても、適切な管理をお願いする助言又は指導をして、自発的な対応を促します。

#### **5. 緊急安全措置**

空家等の状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを回避するため緊急の必要があると認めるときは、条例の「緊急安全措置」として、所有者等に代わって、市が危害を回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができ、その費用を当該空家等の所有者等に請求することができると規定しています。

## 第6章 空家等対策に関する実施体制の整備

### 1. 住民等からの空家等に関する相談への対応（法第6条第2項第7号）

空家等に関する相談の内容は、所有者等自らによる空家等の今後の活用方針に関するものから、老朽化等による倒壊の危険性のほか、防犯上や放火等の火災発生の危険、ごみの不法投棄や雑草・害虫の発生など、様々な要因があるため、解決に必要な措置や対応が多岐にわたります。

空家等及び住宅関連の施策については、所有者等からの住み替え支援に関することは、企画課、建築課が窓口で、空家等及び住宅関連の活用に関することについては、企画課、まちづくり担当、都市計画課、商工業振興課、建築課などが窓口となっており、市民からの情報提供については、市民課が初期の窓口となり、必要に応じ関係部局と連携して対応をします。

### 2. 空家等に関する対策の実施体制（法第6条第2項第8号）

本市では、空き地や空家が起因する問題に、円滑に対応するために、市の関係部局による「空き地・空家の適正管理に関する検討会議」を設置し、関係部局の役割や連携、情報共有など、空き地・空家対策に取り組んできました。

空家等に関わる問題は、倒壊の危険性などのほか、生活環境、防災、防犯など多くの問題が複合的に絡み合っていることから、市の関係部局が連携して対応するため、寄せられた情報については、データベース化し、対応経過などの記録を共有するとともに、効果的な施策の検討を進めていきます。

また、空家等及び住宅に関連する業務の効率的な行政運営や市民サービスの向上を図っていきます。

#### 《空家等及び住宅に関する窓口》

項目	担当部署
空家対策に関すること	市民課
空き地・空き家バンク	都市計画課
空き家流動化促進事業（空家解体）	まちづくり担当
住み替え支援事業	企画課、建築課
ファーストマイホーム支援制度	企画課
住宅リフォーム支援事業	商工業振興課、建築課
木造住宅耐震診断・改修支援事業	建築課

# ①北広島団地地区 準特定空家

## 北広島市特定空家等の認定基準(調査表)

### 目 次

#### <特定空家等の認定調査表>

I 建物概要	・ ・ ・ ・ 1
II そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の判断	・ ・ ・ ・ 2
1 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。	・ ・ ・ ・ 2
(1) 建築物が倒壊等するおそれがある。	・ ・ ・ ・ 2
(1) - 1 空家の立地状況	・ ・ ・ ・ 2
(1) - 2 空家(主たる建物)の倒壊等による危険性	・ ・ ・ ・ 2
(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。	・ ・ ・ ・ 6
2 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。	・ ・ ・ ・ 6
III そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態の判断	・ ・ ・ ・ 7
IV 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態の判断	・ ・ ・ ・ 7
V 周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の判断	・ ・ ・ ・ 8
VI 総合的判断	・ ・ ・ ・ 10

#### <準特定空家等の認定調査表>

I 建物概要	・ ・ ・ ・ 11
II 周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の判断	・ ・ ・ ・ 11



## II そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の判断(項目)

- 1 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。
  - (1) 建築物が倒壊等するおそれがある。(調査表はP2~5)
  - (2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。(調査表はP6)
- 2 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。(調査表はP6)

### II-1-(1) 建築物が倒壊等するおそれの状況確認

#### (1)-1 空家の立地状況(該当する口欄にレ印)

- ① 市街化区域など住居等がまとまって存在する区域にある。
- ② 道路もしくは隣地と空家の距離が空家の高さよりも短い。
- ③ 空家の立地場所は①、②に該当しない。

#### (1)-2 空家(主たる建物)の倒壊等による危険性(該当する口欄にレ印)

- ① 倒壊  建物全部が倒壊もしくは建物の一部の階が全部倒壊している
- ② 1階もしくは建物全体の傾斜  傾斜が1/20以上である(四隅の平均値)

測定箇所	A	B	C	D	平均値
傾 斜	/	/	/	/	/



#### 「特定空家」に相当するかの判断 その1

(1)-1「空家の立地状況」の項目において、①又は②に該当し、(1)-2「空家(主たる建物)倒壊等による危険性」の項目において①、②のいずれかに該当する場合は、この段階で「特定空家」に相当するかの判断が可能。

※所有者への助言・指導の際の資料とするため、立ち入り調査が可能となった場合は、3~4ページについても調査することが望ましい。

Ⅱ-1-(1)-2 ③ 損傷率と損傷度による判定（詳細項目）

損傷率による評価(定量的な全体評価)と損傷度による評価(目視による部分評価)を実施し、両者を比較して判定する。

※建物内部に立ち入らないと判定できない項目は調査の対象としない。

★参考基準：震災建築物の被災度区分判定基準

部位	判定項目	損傷率算定式・損傷度の区分	判定ランク
基礎 (外周基礎)	<b>損傷率</b> (全体評価)  損傷率算定後、該当する <input type="checkbox"/> 欄にレ印	損傷基礎長 ( ) m・個÷外周基礎長 ( ) m・個 = ( ) %  ・基礎の損傷：幅0.3mm以上のひび割れ、剥落、破断、局部破壊、基礎の傾斜、移動など。  ・損傷長さ：上記1ヵ所あたり損傷長さ1mとする。1m以内に損傷が集中する場合は、ひび割れ等が確認できる長さに1mを加算した長さとする。  ・損傷基礎長は上記の損傷長さの合計とする。	大破 <input type="checkbox"/>  倒壊 <input type="checkbox"/>
	<b>損傷度</b> (部分評価)  状況確認後、該当する <input type="checkbox"/> 欄にレ印	<input type="checkbox"/> 大破 (65%以上85%未満) <input type="checkbox"/> 倒壊 (85%以上)  <input checked="" type="checkbox"/> いずれにも該当しない	<input type="checkbox"/> 大破 (下記の一つ以上に該当する場合)  ① 不同沈下(不陸)・破損・破断の全てが見られる。 ② 外周基礎に0.3mm以上のひび割れが著しく、土台と遊離し、土台より上部構造を支える役目を果たさなくなっている所が1~2ヵ所生じている。  <input type="checkbox"/> 倒壊 (下記の一つ以上に該当する場合)  ① 不同沈下(不陸)・破損・破断の全て、移動・流失・転倒のいずれかがみられる。 ② 上部構造を支えきれない状態になっている。 ③ 周辺地盤が崩壊している。  <input checked="" type="checkbox"/> いずれにも該当しない
軸組 (1階柱)	<b>損傷率</b> (全体評価)  損傷率算定後、該当する <input type="checkbox"/> 欄にレ印	損傷柱 ( ) 本 ÷ 1階柱本数 ( ) 本 = ( ) %  ・柱の損傷：傾斜1/20以上、柱が移動している、割れが柱長さの1/3以上、断面積の1/3が欠損、折損(折れ)など。	中破 <input type="checkbox"/>  大破 <input type="checkbox"/>
	<b>損傷度</b> (部分評価)  状況確認後、該当する <input type="checkbox"/> 欄にレ印	<input type="checkbox"/> 中破 (30%以上65%未満) <input type="checkbox"/> 大破 (65%以上85%未満) <input type="checkbox"/> 倒壊 (85%以上) <input checked="" type="checkbox"/> いずれにも該当しない	<input type="checkbox"/> 中破 (下記の一つ以上に該当する場合)  ① 柱・梁等の軸組材に割れが見られる。 ② 30~64%の柱、梁に仕口のずれ、割れ、たわみが生じている。  <input type="checkbox"/> 大破 (下記の一つ以上に該当する場合)  ① 柱・梁等の軸組材に割れ、断面欠損、折損のいずれかが見られる。 ② 65%程度の柱、梁の仕口にずれ、柱、梁に割れが生じている。  <input type="checkbox"/> 倒壊 (下記に該当する場合)  ① 全ての柱が破損したり、土台から外れたりしている。

部位	判定項目	損傷率算定式・損傷度の区分	判定 ランク
耐力壁 (1階)  ※筋かいを設けた壁、構造用合板等を釘打ち等をした壁	損傷率 (全体評価)	損傷耐力壁長 ( ) m ÷ 1階耐力壁長 ( ) m ・ 個 = ( ) % ・ 耐力壁の損傷：筋かいのずれ、座屈、仕口の損傷。変形1/60 超。構造用ボードのずれ、湾曲、脱落など。	中破 <input type="checkbox"/>
	損傷率算定後、該当する <input type="checkbox"/> 欄にレ印	<input type="checkbox"/> 中破 (30%以上65%未満) <input type="checkbox"/> 大破 (65%以上85%未満) <input type="checkbox"/> 倒壊 (85%以上) <input checked="" type="checkbox"/> いずれにも該当しない	大破
	損傷度 (部分評価)  状況確認後、該当する <input type="checkbox"/> 欄にレ印	<input type="checkbox"/> 中破 (下記の一つ以上に該当する場合) ① 過半の耐力壁に残留変形 (傾斜) が生じている。 ② 30~64%の耐力壁で筋かいの仕口にずれが生じている。 <input type="checkbox"/> 大破 (下記の一つ以上に該当する場合) ① 残留変形 (傾斜) が約1/20 が生じている。 ② 筋かいが破損もしくは筋かい端部が破損し柱、土台から外れている。 <input type="checkbox"/> 倒壊 (下記の一つ以上に該当する場合) ① 残留変形 (傾斜) が1/20 を超えている。 ② 1階部分が完全に崩壊している。	倒壊 <input type="checkbox"/> 損傷率と損傷度を比較して上位のランクにレ印
仕上材 (外壁仕上面)	損傷率 (全体評価)	損傷壁面積 ( ) m <sup>2</sup> ÷ 外壁面積 ( ) m <sup>2</sup> = ( ) % ・ 仕上材の損傷：仕上材の剥落、浮き、ひび割れ、ずれ、脱落など。 ・ 損傷壁面積：階別高さ×損傷部分の水平長さ。 ・ 外壁一面の損傷面積が60%以上の場合、その面の損傷面積は100%とする。	大破 <input type="checkbox"/>
	損傷率算定後、該当する <input type="checkbox"/> 欄にレ印	<input type="checkbox"/> 大破 (65%以上85%未満) <input type="checkbox"/> 倒壊 (85%以上) <input checked="" type="checkbox"/> いずれにも該当しない	倒壊
	損傷度 (部分評価)  状況確認後、該当する <input type="checkbox"/> 欄にレ印	<input type="checkbox"/> 大破 (下記の一つ以上に該当する場合) ① 壁面の65%において仕上材が脱落している。 ② ボードの65%において釘の浮き上がりが見られ、一部脱落している。 ③ 建具、サッシが変形し枠ごとにはずれ、破損している。 <input type="checkbox"/> 倒壊 (下記の一つ以上に該当する場合) ① 全ての仕上げ材が脱落している。 ② 全ての建具、サッシが変形破損している。	損傷率と損傷度を比較して上位のランクにレ印
屋根	損傷率 (全体評価)	損傷屋根面積 ( ) m <sup>2</sup> ÷ 屋根面積 ( ) m <sup>2</sup> = ( ) % ・ 屋根の損傷：屋根材のずれ、破損、はがれ、落下など。 ・ 損傷屋根面積：屋根材が覆っていた面積	大破 <input type="checkbox"/>
	損傷率算定後、該当する <input type="checkbox"/> 欄にレ印	<input type="checkbox"/> 大破 (65%以上85%未満) <input type="checkbox"/> 倒壊 (85%以上) <input checked="" type="checkbox"/> いずれにも該当しない	倒壊 <input type="checkbox"/>
	損傷度 (部分評価)  状況確認後、該当する <input type="checkbox"/> 欄にレ印	<input type="checkbox"/> 大破 (下記の一つ以上に該当する場合) ① 小屋組の一部に破損が見られる。 ② 屋根材がほぼ全面的にずれ、破損もしくは落下している。 <input type="checkbox"/> 倒壊 (下記に該当する場合) ① 小屋組の破損が著しく、ふき材の大部分が損傷を受けている。	損傷率と損傷度を比較して上位のランクにレ印

Ⅱ-1-(1)-2 ③ 損傷率と損傷度による判定(詳細項目)の集計表

※詳細項目を調査した場合 P3~4参照

基礎	軸組	耐力壁	仕上材	屋根	損傷率・損傷度によるランク	
倒壊 <input type="checkbox"/>	倒壊 <input type="checkbox"/>	倒壊 <input type="checkbox"/>	倒壊 <input type="checkbox"/>	倒壊 <input type="checkbox"/>	・「基礎」、「軸組」、「耐力壁」のいずれか一つでも倒壊の場合 ・大破が2つ、倒壊が2つの場合	倒壊 <input type="checkbox"/>
大破 <input type="checkbox"/>	大破 <input type="checkbox"/>	大破 <input type="checkbox"/>	大破 <input type="checkbox"/>	大破 <input type="checkbox"/>	・大破が3つ以上の場合 ・大破が2つ、倒壊が1つの場合	大破 <input type="checkbox"/>
—	中破 <input type="checkbox"/>	中破 <input type="checkbox"/>	—	—	・中破以上がある場合	倒壊のおそれ <input type="checkbox"/>
該当無 <input checked="" type="checkbox"/>	該当無 <input checked="" type="checkbox"/>	該当無 <input checked="" type="checkbox"/>	該当無 <input checked="" type="checkbox"/>	該当無 <input checked="" type="checkbox"/>	・上記に該当しない	該当無 <input checked="" type="checkbox"/>

Ⅱ-1-(1)の集計表 ※P2参照

■ 倒壊危険性があり特定空家等に相当する状態かの判断 (該当する□欄にレ印をつける)						
Ⅱ-1-(1)-1 空家の立地状況		Ⅱ-1-(1)-2 空家の倒壊等による危険性			判断	
<input checked="" type="checkbox"/>	①住居等がまとまって存在する区域にある	<input type="checkbox"/>	①倒壊 ・建物全部又は一部が倒壊している	<input type="checkbox"/>	Ⅱ-1-(1)-2 ③のランク <input type="checkbox"/>	左記「立地状況」に☑が付き、かつ左記「倒壊等の危険性」のいずれかに☑が付く
		<input type="checkbox"/>	②建物の傾斜 ・傾斜が1/20以上			
		<input type="checkbox"/>	・損傷率・損傷度によるランク 倒壊のおそれ、大破、又は倒壊			
<input checked="" type="checkbox"/>	②住居等がまとまって存在する区域にないが、道路もしくは隣地と空家の距離が空家の高さよりも短い	<input type="checkbox"/>	①倒壊 ・建物全部又は一部が倒壊している	<input type="checkbox"/>	Ⅱ-1-(1)-2 ③のランク <input type="checkbox"/>	左記「立地状況」に☑が付き、かつ左記「倒壊等の危険性」のいずれかに☑が付く
		<input type="checkbox"/>	②建物の傾斜 ・傾斜が1/20以上			
		<input type="checkbox"/>	・損傷率・損傷度によるランク 倒壊のおそれ、大破、又は倒壊			
<input checked="" type="checkbox"/>	①または②	<input checked="" type="checkbox"/>	Ⅱ-1-(1)-2 ③のランク ・損傷率・損傷度によるランク 該当無			特定空家等に 該当しない状態である
<input type="checkbox"/>	①、②に該当しない		(倒壊等による危険性に関係なく)			特定空家等に 該当しない状態である

Ⅱ-1-(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれ及び  
 Ⅱ-2 擁壁が老朽化し危険となるおそれ の状況確認

※各項目について該当する判断に○をつける。該当しない場合は空欄とする。					
項目	状態	判断			
		左記の状態にある	状態が著しい	専門家の判断が必要	経過観察が必要
①外壁・外装材	外壁に亀裂や穴がある				
	外壁の仕上げ材料が剥落、破損し、下地がみえる				
	モルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている	○			
②屋根・軒	屋根の変形や破損（穴、下地の露出等）がある	○			
	屋根ふき材が破損、剥離している	○			
	軒が変形、破損している	○			
③付属設備等	外部の設備機器、煙突、看板等が破損、脱落、腐食している				
	屋外階段、バルコニー等が破損、脱落している				
	門、扉に傾斜、ひび割れ、破損が生じている				
④敷地内の土地・擁壁等	擁壁表面にひび割れが発生している				
	敷地内に地割れがある				
	敷地内に崩壊・土砂流出のおそれのある斜面がある				
⑤過去調査との比較	前回の調査時より変形している				
	前回の調査時よりも壊れている				
⑥その他	内容を具体的に記載				
合計（○の数を記入）		4	0	0	0

P10「特定空家」に相当するかの判断その2に計上

※ 注記

⑤過去調査との比較とは、上記①～④の項目について行った過去の調査のことである。前回の調査と比較して、建物の変形等が進行しているかを確認する。

Ⅲ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態の判断				
※各項目について該当する判断に○をつける。該当しない場合は空欄とする。				
項目	状態	判断		
		左記の状態にある 状態が著しい	専門家の判断が必要	経過観察が必要
①建築物・設備等の破損による衛生上の問題	吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性がある			
	浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生がある			
	排水等の流出による臭気の発生がある			
②ごみ等の放置、不法投棄	ごみ、瓦礫等の放置、不法投棄がある			
	ごみ等の放置による臭気の発生がある			
	ねずみ、はえ、蚊等の発生がある			
③水質汚染、土壌汚染	水質汚染、土壌汚染に繋がる有害物等が放置されている			
	有害物質等を保管する容器、灯油タンク等の破損により漏出がみられる			
④その他	内容を具体的に記載			
合計（○の数を記入）		0	0	0

P10「特定空家」に相当するかの判断その2に計上

Ⅳ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態の判断				
※各項目について該当する判断に○をつける。該当しない場合は空欄とする。				
項目	状態	判断		
		左記の状態にある 状態が著しい	専門家の判断が必要	経過観察が必要
①周囲の景観と著しく不調和な状態	屋根、外壁等が、汚物や落書き等で傷んだり汚れたまま放置されている			
	窓ガラスが割れたまま放置されている	○		
	看板等が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている			
	立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している	○		
②その他	敷地内に瓦礫、ごみ等が散乱、山積したまま放置されている			
	内容を具体的に記載			
合計（○の数を記入）		2	0	0

P10「特定空家」に相当するかの判断その2に計上

V 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の判断				
※各項目について該当する判断に○をつける。該当しない場合は空欄とする。				
項目	状態	判断		
		左記の状態にある 状態が著しい	専門家の判断が必要	経過観察が必要
①立木等による問題	立木の傾斜、腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や隣地に侵入、枝等が散らばっている			
	立木の枝等が近隣の道路、隣地にはみ出し、歩行者等の通行や住民の生活を妨げている	○		
②建築物等の不適切な管理	空家からの落雪により歩行者等の被害が生じるおそれがある ※注記参照		冬に判断	
	放置すると隣地へ落雪するおそれがある ※注記参照		冬に判断	
	周辺の道路、隣地の敷地に土砂等が大量に流出している			
③防犯・防火上、放置することが不適切	外部から不特定多数の者が容易に建物内に侵入できる状態にある			
	灯油・ガソリン等の燃焼危険性のある物品が放置されている状態にある			
④その他	内容を具体的に記載			
合計（○の数を記入）		1	0	0

P10「特定空家」に相当するかの判断その2に計上

※ 注記

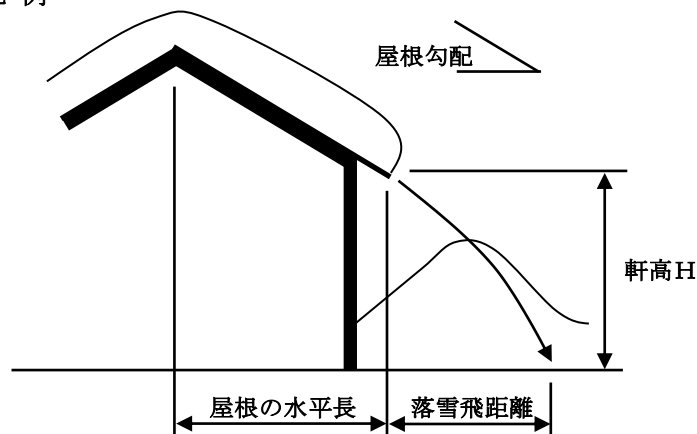
雪がない時期の調査など、判断が出来ない場合は、次ページの表1を参考に落雪飛距離を概算し、歩道や隣地へ落雪する可能性があるか否かを判断する。その結果、「左記の状態にある」及び「経過観察が必要」と判断した場合、雪のある時期に再度判断する。

表1 落雪飛距離の算定表

軒高	屋根勾配	屋根の水平長さ								
		2.70	3.15	3.60	4.05	4.50	4.95	5.40	5.85	6.30
3 m 1階	2 / 10	1.66	1.79	1.90	2.01	2.11	2.21	2.30	2.38	2.47
	4 / 10	2.39	2.54	2.68	2.81	2.92	3.03	3.13	3.22	3.31
	6 / 10	2.46	2.59	2.70	2.80	2.89	2.97	3.05	3.12	3.18
	8 / 10	2.31	2.41	2.49	2.56	2.63	2.69	2.74	2.78	2.82
	10 / 10	2.10	2.17	2.23	2.28	2.33	2.37	2.41	2.44	2.47
6 m 2階	2 / 10	2.39	2.58	2.75	2.91	3.05	3.20	3.33	3.46	3.58
	4 / 10	3.57	3.82	4.04	4.25	4.44	4.61	4.78	4.94	5.08
	6 / 10	3.83	4.06	4.27	4.45	4.62	4.78	4.92	5.05	5.18
	8 / 10	3.73	3.92	4.09	4.24	4.38	4.50	4.61	4.71	4.81
	10 / 10	3.49	3.65	3.79	3.91	4.01	4.11	4.19	4.27	4.34
9 m 3階	2 / 10	2.96	3.12	3.39	3.60	3.78	3.95	4.12	4.28	4.43
	4 / 10	4.49	4.80	5.09	5.36	5.61	5.84	6.06	6.27	6.47
	6 / 10	4.90	5.22	5.50	5.75	5.98	6.20	6.40	6.59	6.77
	8 / 10	4.86	5.13	5.38	5.59	5.79	5.97	6.14	6.29	6.44
	10 / 10	4.62	4.85	5.06	5.24	5.40	5.55	5.68	5.80	5.92

(一般財団法人北海道建築指導センター発行：戸建住宅の屋根の雪処理計画より抜粋)

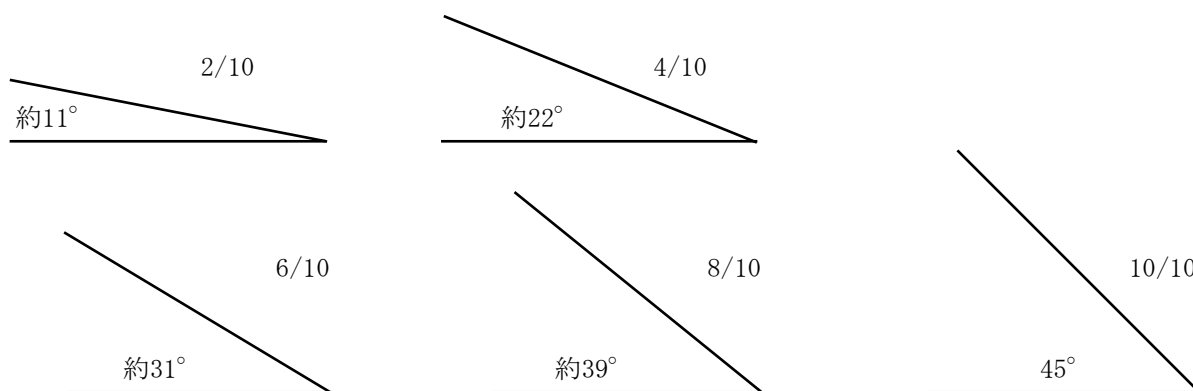
凡例



※ 屋根の水平長さを目算するための目安

- ・窓の幅：1.7m
- ・軒高（1階）：3m
- ・モルタル壁の目地幅：1.8m

■屋根勾配の目安



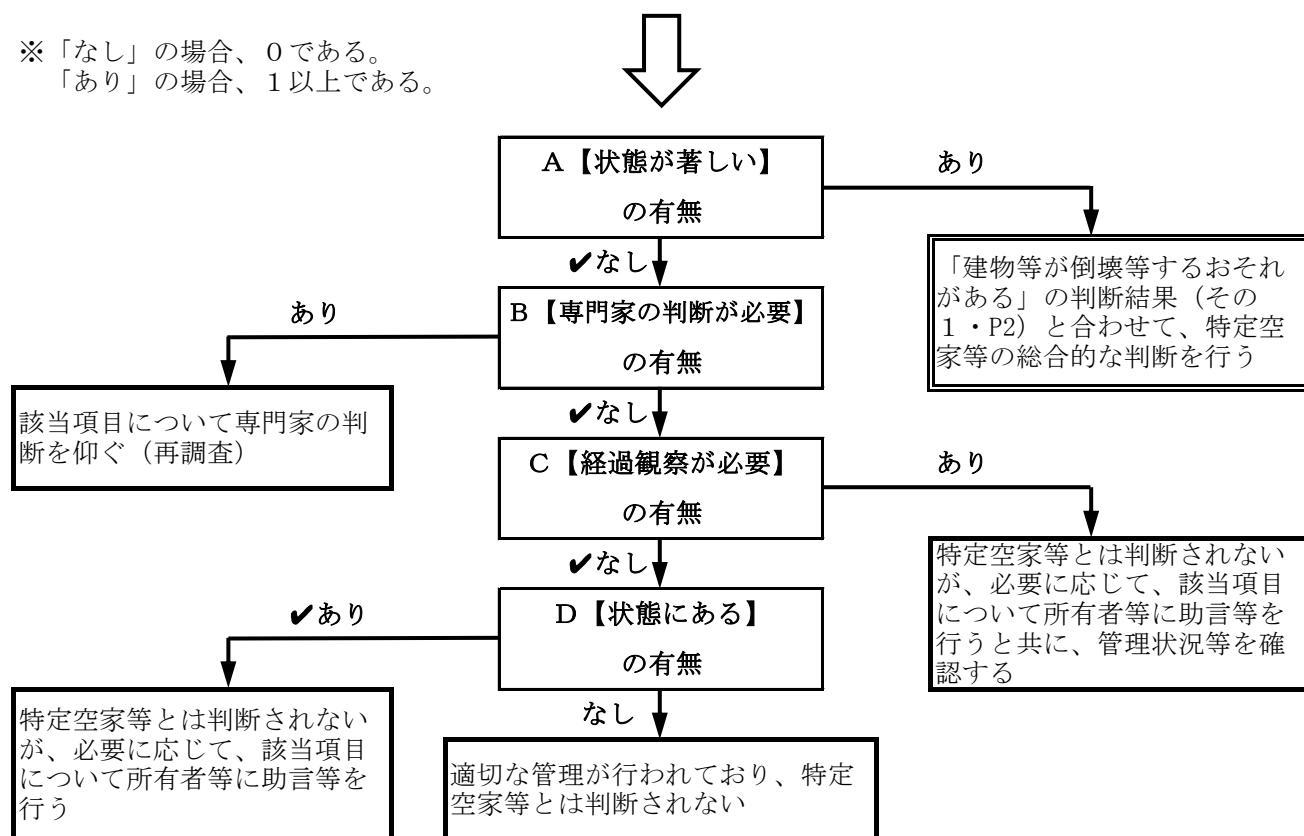
## VI 総合的判断

各項目について、判断結果の○の数を下記の表に記入し、フローに従って総合判断を行う。

### 「特定空家」に相当するかの判断 その2

該当項目	判断結果			
	「各基準に該当する状態にある」の○数 D	「各基準に該当する状態が著しい」の○数 A	「各基準に該当する専門家の判断が必要」の○数 B	「各基準に該当する経過観察が必要」の○数 C
II 保安上危険	4	0	0	0
III 衛生上問題	0	0	0	0
IV 景観の問題	2	0	0	0
V 生活環境保全	1	0	0	0

※「なし」の場合、0である。  
「あり」の場合、1以上である。



## 準特定空家等の認定調査表

整理番号	準H30-1	調査年月日	平成30年7月17日	調査者	職氏名	
------	--------	-------	------------	-----	-----	--

I 建物概要	
1 所在地	[REDACTED]
2 用途	<input checked="" type="checkbox"/> ①戸建住宅 <input type="checkbox"/> ②店舗 <input type="checkbox"/> ③店舗併用住宅 <input type="checkbox"/> ④その他 (            )
3 構造	<input type="checkbox"/> ①在来軸組工法 <input type="checkbox"/> ②枠組壁工法 <input type="checkbox"/> ③その他 (            ) <input checked="" type="checkbox"/> ④不明
4 階数	<input type="checkbox"/> ①平屋 <input checked="" type="checkbox"/> ②2階建 <input type="checkbox"/> ③その他 (            )
5 建物規模	<input type="text" value="114.21"/> m <sup>2</sup> ・坪 (登記情報等に記載の面積、不明な場合は概算面積)
6 建設年	<input type="text" value="S 49"/> 年 (登記情報等の公的資料により判明した場合に記入)
7 空家年数	<input type="text" value=""/> 年 (水道、電気等の使用状況やヒアリング等により判明した場合に記入)
8 付属建物	<input type="checkbox"/> ①物置 <input type="checkbox"/> ②車庫 <input checked="" type="checkbox"/> ③その他 (灯油ホームタンク490ℓ)
9 樹木	<input type="checkbox"/> ①高木 (樹高3m以上) <input type="text" value="8"/> 本
	<input type="checkbox"/> ②中木 (樹高1m以上3m未満) <input type="text" value=""/> 本
	<input type="checkbox"/> ③低木 (樹高1m未満) <input type="text" value=""/> 本

II 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の判断			
※各項目について該当する判断に○をつける。該当しない場合は空欄とする。			
項 目	状 態	左記の状態にある	判 断 左記の状態に○が付く
①立木等による問題	立木の傾斜、腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や隣地に侵入、枝等が散らばっている		準特定空家等に相当する状態である
	立木の枝等が近隣の道路、隣地にはみ出し、歩行者等の通行や住民の生活を妨げている	○	
②建築物等の不適切な管理	空家からの落雪により歩行者等の被害が生じるおそれがある ※注記参照		
	放置すると隣地へ落雪するおそれがある ※注記参照		
③防犯・防火上、放置することが不適切	周辺の道路、隣地の敷地に土砂等が大量に流出している		
	外部から不特定多数の者が容易に建物内に侵入できる状態にある		
④その他	灯油・ガソリン等の燃焼危険性のある物品が放置されている状態にある		
	内容を具体的に記載		

**※ 注記**

雪がない時期の調査など、判断が出来ない場合は、9ページの表1を参考に落雪飛距離を概算し、歩道や隣地へ落雪する可能性があるか否かを判断する。その結果、「左記の状態にある」または積雪時の判断が必要とした場合、雪のある時期に再度判断する。

そのまま放置すれば倒壊等保安上危険となる、衛生上有害となる及び景観を損なっている場合についても、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であるものは「その他」の欄に記載する。

## ②東部地区 準特定空家

### 北広島市特定空家等の認定基準(調査表)

#### 目 次

##### <特定空家等の認定調査表>

I 建物概要	・ ・ ・ ・ 1
II そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の判断	・ ・ ・ ・ 2
1 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。	・ ・ ・ ・ 2
(1) 建築物が倒壊等するおそれがある。	・ ・ ・ ・ 2
(1) - 1 空家の立地状況	・ ・ ・ ・ 2
(1) - 2 空家(主たる建物)の倒壊等による危険性	・ ・ ・ ・ 2
(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。	・ ・ ・ ・ 6
2 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。	・ ・ ・ ・ 6
III そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態の判断	・ ・ ・ ・ 7
IV 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態の判断	・ ・ ・ ・ 7
V 周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の判断	・ ・ ・ ・ 8
VI 総合的判断	・ ・ ・ ・ 10

##### <準特定空家等の認定調査表>

I 建物概要	・ ・ ・ ・ 11
II 周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の判断	・ ・ ・ ・ 11



## II そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の判断(項目)

- 1 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。
  - (1) 建築物が倒壊等するおそれがある。(調査表はP2~5)
  - (2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。(調査表はP6)
- 2 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。(調査表はP6)

### II-1-(1) 建築物が倒壊等するおそれの状況確認

#### (1)-1 空家の立地状況(該当する口欄にレ印)

- ① 市街化区域など住居等がまとまって存在する区域にある。
- ② 道路もしくは隣地と空家の距離が空家の高さよりも短い。
- ③ 空家の立地場所は①、②に該当しない。

#### (1)-2 空家(主たる建物)の倒壊等による危険性(該当する口欄にレ印)

- ① 倒壊  建物全部が倒壊もしくは建物の一部の階が全部倒壊している
- ② 1階もしくは建物全体の傾斜  傾斜が1/20以上である(四隅の平均値)

測定箇所	A	B	C	D	平均値
傾 斜	/	/	/	/	/



#### 「特定空家」に相当するかの判断 その1

(1)-1「空家の立地状況」の項目において、①又は②に該当し、(1)-2「空家(主たる建物)倒壊等による危険性」の項目において①、②のいずれかに該当する場合は、この段階で「特定空家」に相当するかの判断が可能。

※所有者への助言・指導の際の資料とするため、立ち入り調査が可能となった場合は、3~4ページについても調査することが望ましい。

Ⅱ-1-(1)-2 ③ 損傷率と損傷度による判定（詳細項目）

損傷率による評価(定量的な全体評価)と損傷度による評価(目視による部分評価)を実施し、両者を比較して判定する。

※建物内部に立ち入らないと判定できない項目は調査の対象としない。

★参考基準：震災建築物の被災度区分判定基準

部位	判定項目	損傷率算定式・損傷度の区分	判定ランク
基礎 (外周基礎)	<b>損傷率</b> (全体評価)  損傷率算定後、該当する <input type="checkbox"/> 欄にレ印	損傷基礎長 ( ) m・個÷外周基礎長 ( ) m・個 = ( ) %  ・基礎の損傷：幅0.3mm以上のひび割れ、剥落、破断、局部破壊、基礎の傾斜、移動など。  ・損傷長さ：上記1ヵ所あたり損傷長さ1mとする。1m以内に損傷が集中する場合は、ひび割れ等が確認できる長さに1mを加算した長さとする。  ・損傷基礎長は上記の損傷長さの合計とする。	大破 <input type="checkbox"/>  倒壊 <input type="checkbox"/>
	<b>損傷度</b> (部分評価)  状況確認後、該当する <input type="checkbox"/> 欄にレ印	<input type="checkbox"/> 大破 (65%以上85%未満) <input type="checkbox"/> 倒壊 (85%以上)  <input checked="" type="checkbox"/> いずれにも該当しない	損傷率と損傷度を比較して上位のランクにレ印
軸組 (1階柱)	<b>損傷率</b> (全体評価)  損傷率算定後、該当する <input type="checkbox"/> 欄にレ印	損傷柱 ( ) 本 ÷ 1階柱本数 ( ) 本 = ( ) %  ・柱の損傷：傾斜1/20以上、柱が移動している、割れが柱長さの1/3以上、断面積の1/3が欠損、折損(折れ)など。	中破 <input type="checkbox"/>  大破 <input type="checkbox"/>
	<b>損傷度</b> (部分評価)  状況確認後、該当する <input type="checkbox"/> 欄にレ印	<input type="checkbox"/> 中破 (30%以上65%未満) <input type="checkbox"/> 大破 (65%以上85%未満) <input type="checkbox"/> 倒壊 (85%以上) <input checked="" type="checkbox"/> いずれにも該当しない	倒壊 <input type="checkbox"/>  損傷率と損傷度を比較して上位のランクにレ印

部位	判定項目	損傷率算定式・損傷度の区分	判定 ランク
耐力壁 (1階)  ※筋かいを設けた壁、構造用合板等を釘打ち等をした壁	損傷率 (全体評価)	損傷耐力壁長 ( ) m ÷ 1階耐力壁長 ( ) m ・個 = ( ) % ・耐力壁の損傷：筋かいのずれ、座屈、仕口の損傷。変形1/60 超。構造用ボードのずれ、湾曲、脱落など。	中破 <input type="checkbox"/>
	損傷率算定後、該当する <input type="checkbox"/> 欄にレ印	<input type="checkbox"/> 中破 (30%以上65%未満) <input type="checkbox"/> 大破 (65%以上85%未満) <input type="checkbox"/> 倒壊 (85%以上) <input checked="" type="checkbox"/> いずれにも該当しない	大破 <input type="checkbox"/>
	損傷度 (部分評価)  状況確認後、該当する <input type="checkbox"/> 欄にレ印	<input type="checkbox"/> 中破 (下記の一つ以上に該当する場合) ① 過半の耐力壁に残留変形 (傾斜) が生じている。 ② 30~64%の耐力壁で筋かいの仕口にずれが生じている。 <input type="checkbox"/> 大破 (下記の一つ以上に該当する場合) ① 残留変形 (傾斜) が約1/20 が生じている。 ② 筋かいが破損もしくは筋かい端部が破損し柱、土台から外れている。 <input type="checkbox"/> 倒壊 (下記の一つ以上に該当する場合) ① 残留変形 (傾斜) が1/20 を超えている。 ② 1階部分が完全に崩壊している。	倒壊 <input type="checkbox"/> 損傷率と損傷度を比較して上位のランクにレ印
仕上材 (外壁仕上面)	損傷率 (全体評価)	損傷壁面積 ( ) m <sup>2</sup> ÷ 外壁面積 ( ) m <sup>2</sup> = ( ) % ・仕上材の損傷：仕上材の剥落、浮き、ひび割れ、ずれ、脱落など。 ・損傷壁面積：階別高さ×損傷部分の水平長さ。 ・外壁一面の損傷面積が60%以上の場合、その面の損傷面積は100%とする。	大破 <input type="checkbox"/>
	損傷率算定後、該当する <input type="checkbox"/> 欄にレ印	<input type="checkbox"/> 大破 (65%以上85%未満) <input type="checkbox"/> 倒壊 (85%以上) <input checked="" type="checkbox"/> いずれにも該当しない	倒壊 <input type="checkbox"/>
	損傷度 (部分評価)  状況確認後、該当する <input type="checkbox"/> 欄にレ印	<input type="checkbox"/> 大破 (下記の一つ以上に該当する場合) ① 壁面の65%において仕上材が脱落している。 ② ボードの65%において釘の浮き上がりが見られ、一部脱落している。 ③ 建具、サッシが変形し枠ごとにはずれ、破損している。 <input type="checkbox"/> 倒壊 (下記の一つ以上に該当する場合) ① 全ての仕上げ材が脱落している。 ② 全ての建具、サッシが変形破損している。	損傷率と損傷度を比較して上位のランクにレ印
屋根	損傷率 (全体評価)	損傷屋根面積 (10.57) m <sup>2</sup> ÷ 屋根面積 (91.63) m <sup>2</sup> = (11.54) % ・屋根の損傷：屋根材のずれ、破損、はがれ、落下など。 ・損傷屋根面積：屋根材が覆っていた面積	大破 <input type="checkbox"/>
	損傷率算定後、該当する <input type="checkbox"/> 欄にレ印	<input type="checkbox"/> 大破 (65%以上85%未満) <input type="checkbox"/> 倒壊 (85%以上) <input checked="" type="checkbox"/> いずれにも該当しない	倒壊 <input type="checkbox"/>
	損傷度 (部分評価)  状況確認後、該当する <input type="checkbox"/> 欄にレ印	<input type="checkbox"/> 大破 (下記の一つ以上に該当する場合) ① 小屋組の一部に破損が見られる。 ② 屋根材がほぼ全面的にずれ、破損もしくは落下している。 <input type="checkbox"/> 倒壊 (下記に該当する場合) ① 小屋組の破損が著しく、ふき材の大部分が損傷を受けている。	損傷率と損傷度を比較して上位のランクにレ印

Ⅱ-1-(1)-2 ③ 損傷率と損傷度による判定(詳細項目)の集計表

※詳細項目を調査した場合 P3~4参照

基礎	軸組	耐力壁	仕上材	屋根	損傷率・損傷度によるランク	
倒壊 <input type="checkbox"/>	倒壊 <input type="checkbox"/>	倒壊 <input type="checkbox"/>	倒壊 <input type="checkbox"/>	倒壊 <input type="checkbox"/>	・「基礎」、「軸組」、「耐力壁」のいずれか一つでも倒壊の場合 ・大破が2つ、倒壊が2つの場合	倒壊 <input type="checkbox"/>
大破 <input type="checkbox"/>	大破 <input type="checkbox"/>	大破 <input type="checkbox"/>	大破 <input type="checkbox"/>	大破 <input type="checkbox"/>	・大破が3つ以上の場合 ・大破が2つ、倒壊が1つの場合	大破 <input type="checkbox"/>
—	中破 <input type="checkbox"/>	中破 <input type="checkbox"/>	—	—	・中破以上がある場合	倒壊のおそれ <input type="checkbox"/>
該当無 <input checked="" type="checkbox"/>	該当無 <input checked="" type="checkbox"/>	該当無 <input checked="" type="checkbox"/>	該当無 <input checked="" type="checkbox"/>	該当無 <input checked="" type="checkbox"/>	・上記に該当しない	該当無 <input checked="" type="checkbox"/>

Ⅱ-1-(1)の集計表 ※P2参照

■ 倒壊危険性があり特定空家等に相当する状態かの判断 (該当する□欄にレ印をつける)						
Ⅱ-1-(1)-1 空家の立地状況		Ⅱ-1-(1)-2 空家の倒壊等による危険性			判断	
<input checked="" type="checkbox"/>	①住居等がまとまって存在する区域にある	<input type="checkbox"/>	①倒壊 ・建物全部又は一部が倒壊している	<input type="checkbox"/>	Ⅱ-1-(1)-2 ③のランク <input type="checkbox"/>	左記「立地状況」に☑が付き、かつ左記「倒壊等の危険性」のいずれかに☑が付く
		<input type="checkbox"/>	②建物の傾斜 ・傾斜が1/20以上			
		<input type="checkbox"/>	・損傷率・損傷度によるランク 倒壊のおそれ、大破、又は倒壊			
<input checked="" type="checkbox"/>	②住居等がまとまって存在する区域にないが、道路もしくは隣地と空家の距離が空家の高さよりも短い	<input type="checkbox"/>	①倒壊 ・建物全部又は一部が倒壊している	<input type="checkbox"/>	Ⅱ-1-(1)-2 ③のランク <input type="checkbox"/>	左記「立地状況」に☑が付き、かつ左記「倒壊等の危険性」のいずれかに☑が付く
		<input type="checkbox"/>	②建物の傾斜 ・傾斜が1/20以上			
		<input type="checkbox"/>	・損傷率・損傷度によるランク 倒壊のおそれ、大破、又は倒壊			
<input checked="" type="checkbox"/>	①または②	<input checked="" type="checkbox"/>	Ⅱ-1-(1)-2 ③のランク ・損傷率・損傷度によるランク 該当無			特定空家等に 該当しない状態である
<input type="checkbox"/>	①、②に該当しない		(倒壊等による危険性に関係なく)			特定空家等に 該当しない状態である

Ⅱ-1-(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれ及び

Ⅱ-2 擁壁が老朽化し危険となるおそれ の状況確認

※各項目について該当する判断に○をつける。該当しない場合は空欄とする。					
項目	状態	判断			
		左記の状態にある	状態が著しい	専門家の判断が必要	経過観察が必要
①外壁・外装材	外壁に亀裂や穴がある				
	外壁の仕上げ材料が剥落、破損し、下地がみえる				
	モルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている	○			
②屋根・軒	屋根の変形や破損（穴、下地の露出等）がある	○			
	屋根ふき材が破損、剥離している	○			
	軒が変形、破損している	○			
③付属設備等	外部の設備機器、煙突、看板等が破損、脱落、腐食している	○			
	屋外階段、バルコニー等が破損、脱落している				
	門、扉に傾斜、ひび割れ、破損が生じている				
④敷地内の土地・擁壁等	擁壁表面にひび割れが発生している				
	敷地内に地割れがある				
	敷地内に崩壊・土砂流出のおそれのある斜面がある				
⑤過去調査との比較	前回の調査時より変形している				
	前回の調査時よりも壊れている				
⑥その他	内容を具体的に記載				
合計（○の数を記入）		5	0	0	0

P10「特定空家」に相当するかの判断その2に計上

※ 注記

⑤過去調査との比較とは、上記①～④の項目について行った過去の調査のことである。前回の調査と比較して、建物の変形等が進行しているかを確認する。

Ⅲ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態の判断				
※各項目について該当する判断に○をつける。該当しない場合は空欄とする。				
項目	状態	判断		
		左記の状態にある 状態が著しい	専門家の判断が必要	経過観察が必要
①建築物・設備等の破損による衛生上の問題	吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性がある			
	浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生がある			
	排水等の流出による臭気の発生がある			
②ごみ等の放置、不法投棄	ごみ、瓦礫等の放置、不法投棄がある			
	ごみ等の放置による臭気の発生がある			
	ねずみ、はえ、蚊等の発生がある			
③水質汚染、土壌汚染	水質汚染、土壌汚染に繋がる有害物等が放置されている			
	有害物質等を保管する容器、灯油タンク等の破損により漏出がみられる			
④その他	内容を具体的に記載			
合計（○の数を記入）		0	0	0

P10「特定空家」に相当するかの判断その2に計上

Ⅳ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態の判断				
※各項目について該当する判断に○をつける。該当しない場合は空欄とする。				
項目	状態	判断		
		左記の状態にある 状態が著しい	専門家の判断が必要	経過観察が必要
①周囲の景観と著しく不調和な状態	屋根、外壁等が、汚物や落書き等で傷んだり汚れたまま放置されている			
	窓ガラスが割れたまま放置されている	○		
	看板等が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている			
	立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している	○		
②その他	敷地内に瓦礫、ごみ等が散乱、山積したまま放置されている			
	内容を具体的に記載			
合計（○の数を記入）		2	0	0

P10「特定空家」に相当するかの判断その2に計上

V 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の判断				
※各項目について該当する判断に○をつける。該当しない場合は空欄とする。				
項目	状態	判断		
		左記の状態にある 状態が著しい	専門家の判断が必要	経過観察が必要
①立木等による問題	立木の傾斜、腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や隣地に侵入、枝等が散らばっている			
	立木の枝等が近隣の道路、隣地にはみ出し、歩行者等の通行や住民の生活を妨げている	○		
②建築物等の不適切な管理	空家からの落雪により歩行者等の被害が生じるおそれがある ※注記参照		冬に判断 ○	
	放置すると隣地へ落雪するおそれがある ※注記参照		冬に判断	
	周辺の道路、隣地の敷地に土砂等が大量に流出している			
③防犯・防火上、放置することが不適切	外部から不特定多数の者が容易に建物内に侵入できる状態にある			
	灯油・ガソリン等の燃焼危険性のある物品が放置されている状態にある			
④その他	内容を具体的に記載			
合計（○の数を記入）		1	1	0

P10「特定空家」に相当するかの判断その2に計上

※ 注記

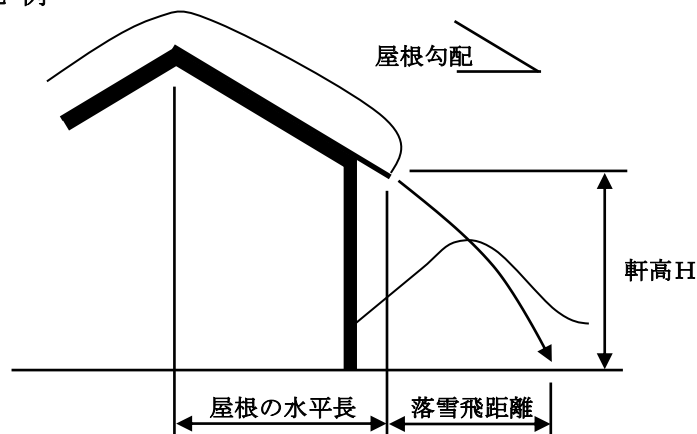
雪がない時期の調査など、判断が出来ない場合は、次ページの表1を参考に落雪飛距離を概算し、歩道や隣地へ落雪する可能性があるか否かを判断する。その結果、「左記の状態にある」及び「経過観察が必要」と判断した場合、雪のある時期に再度判断する。

表1 落雪飛距離の算定表

軒高	屋根勾配	屋根の水平長さ								
		2.70	3.15	3.60	4.05	4.50	4.95	5.40	5.85	6.30
3 m 1階	2 / 10	1.66	1.79	1.90	2.01	2.11	2.21	2.30	2.38	2.47
	4 / 10	2.39	2.54	2.68	2.81	2.92	3.03	3.13	3.22	3.31
	6 / 10	2.46	2.59	2.70	2.80	2.89	2.97	3.05	3.12	3.18
	8 / 10	2.31	2.41	2.49	2.56	2.63	2.69	2.74	2.78	2.82
	10 / 10	2.10	2.17	2.23	2.28	2.33	2.37	2.41	2.44	2.47
6 m 2階	2 / 10	2.39	2.58	2.75	2.91	3.05	3.20	3.33	3.46	3.58
	4 / 10	3.57	3.82	4.04	4.25	4.44	4.61	4.78	4.94	5.08
	6 / 10	3.83	4.06	4.27	4.45	4.62	4.78	4.92	5.05	5.18
	8 / 10	3.73	3.92	4.09	4.24	4.38	4.50	4.61	4.71	4.81
	10 / 10	3.49	3.65	3.79	3.91	4.01	4.11	4.19	4.27	4.34
9 m 3階	2 / 10	2.96	3.12	3.39	3.60	3.78	3.95	4.12	4.28	4.43
	4 / 10	4.49	4.80	5.09	5.36	5.61	5.84	6.06	6.27	6.47
	6 / 10	4.90	5.22	5.50	5.75	5.98	6.20	6.40	6.59	6.77
	8 / 10	4.86	5.13	5.38	5.59	5.79	5.97	6.14	6.29	6.44
	10 / 10	4.62	4.85	5.06	5.24	5.40	5.55	5.68	5.80	5.92

(一般財団法人北海道建築指導センター発行：戸建住宅の屋根の雪処理計画より抜粋)

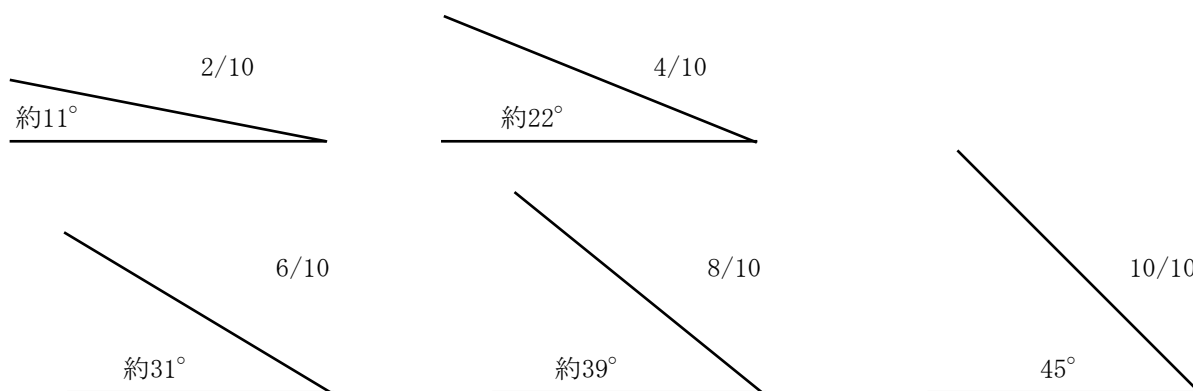
凡例



※ 屋根の水平長さを目算するための目安

- ・窓の幅：1.7m
- ・軒高（1階）：3m
- ・モルタル壁の目地幅：1.8m

■屋根勾配の目安



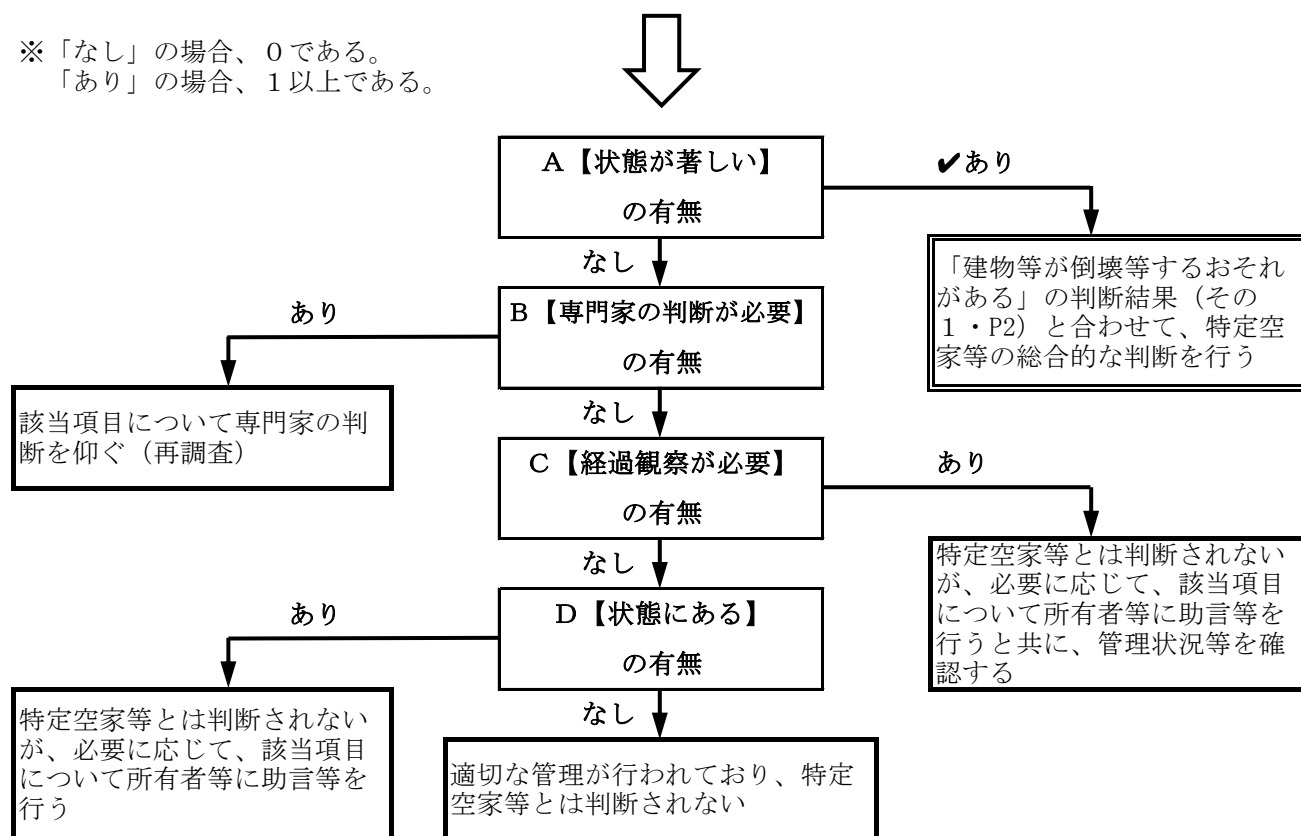
## VI 総合的判断

各項目について、判断結果の○の数を下記の表に記入し、フローに従って総合判断を行う。

### 「特定空家」に相当するかの判断 その2

該当項目	判断結果			
	「各基準に該当する状態にある」の○数 D	「各基準に該当する状態が著しい」の○数 A	「各基準に該当する専門家の判断が必要」の○数 B	「各基準に該当する経過観察が必要」の○数 C
II 保安上危険	5	0	0	0
III 衛生上問題	0	0	0	0
IV 景観の問題	2	0	0	0
V 生活環境保全	1	1	0	0

※「なし」の場合、0である。  
「あり」の場合、1以上である。



## 準特定空家等の認定調査表

整理番号	準H30-2	調査年月日	平成30年(2018年)9月3日	調査者	職氏名	
------	--------	-------	------------------	-----	-----	--

I 建物概要	
1 所在地	
2 用途	<input checked="" type="checkbox"/> ①戸建住宅 <input type="checkbox"/> ②店舗 <input type="checkbox"/> ③店舗併用住宅 <input type="checkbox"/> ④その他 (            )
3 構造	<input checked="" type="checkbox"/> ①在来軸組工法 <input type="checkbox"/> ②枠組壁工法 <input type="checkbox"/> ③その他 (            ) <input type="checkbox"/> ④不明
4 階数	<input type="checkbox"/> ①平屋 <input checked="" type="checkbox"/> ②2階建 <input type="checkbox"/> ③その他 (            )
5 建物規模	<input style="width: 50px;" type="text" value="105.3"/> m <sup>2</sup> ・坪 (登記情報等に記載の面積、不明な場合は概算面積)
6 建設年	<input style="width: 50px;" type="text" value="S 44"/> 年 (登記情報等の公的資料により判明した場合に記入)
7 空家年数	<input style="width: 50px;" type="text"/> 年 (水道、電気等の使用状況やヒアリング等により判明した場合に記入)
8 付属建物	<input type="checkbox"/> ①物置 <input type="checkbox"/> ②車庫 <input checked="" type="checkbox"/> ③その他 (ホームタンク490l)
9 樹木	<input checked="" type="checkbox"/> ①高木 (樹高3m以上) <input style="width: 50px;" type="text" value="5"/> 本
	<input checked="" type="checkbox"/> ②中木 (樹高1m以上3m未満) <input style="width: 50px;" type="text" value="5"/> 本
	<input type="checkbox"/> ③低木 (樹高1m未満) <input style="width: 50px;" type="text"/> 本

II 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の判断			
※各項目について該当する判断に○をつける。該当しない場合は空欄とする。			
項 目	状 態	左記の状態にある	判 断 左記の状態に○が付く
①立木等による問題	立木の傾斜、腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や隣地に侵入、枝等が散らばっている		準特定空家等に相当する状態である
	立木の枝等が近隣の道路、隣地にはみ出し、歩行者等の通行や住民の生活を妨げている	○	
②建築物等の不適切な管理	空家からの落雪により歩行者等の被害が生じるおそれがある ※注記参照	○	
	放置すると隣地へ落雪するおそれがある ※注記参照		
③防犯・防火上、放置することが不適切	周辺の道路、隣地の敷地に土砂等が大量に流出している		
	外部から不特定多数の者が容易に建物内に侵入できる状態にある		
④その他	灯油・ガソリン等の燃焼危険性のある物品が放置されている状態にある		
	内容を具体的に記載		

**※ 注記**

雪がない時期の調査など、判断が出来ない場合は、9ページの表1を参考に落雪飛距離を概算し、歩道や隣地へ落雪する可能性があるか否かを判断する。その結果、「左記の状態にある」または積雪時の判断が必要とした場合、雪のある時期に再度判断する。

そのまま放置すれば倒壊等保安上危険となる、衛生上有害となる及び景観を損なっている場合についても、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であるものは「その他」の欄に記載する。

## 北広島市空家等対策推進協議会設置条例

### (設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第7条第1項の規定に基づき、同項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため北広島市空家等対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 協議会は、市長及び委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 法務又は建築に関し専門的な知識経験を有する者
- (3) 公募に応募した者(市内に住所を有する者に限る。)
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 北広島市空家等対策推進協議会会則

(趣旨)

第1条 この会則は、北広島市空家等対策推進協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長1人を置き、市長及び委員（以下「委員等」という。）の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は会議の議長となる。

3 会議は、委員等の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第4条 会議は原則として公開するものとする。ただし、会議の内容が、北広島市情報公開条例（平成11年北広島市条例第2号）第6条第1項に定める非開示情報を含む場合には、公開しないものとする。

(守秘義務)

第5条 委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、空家等対策事務主管課において処理する。

(その他)

第7条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成28年12月15日から施行する。